

8-19-5-1

GAa2/1

労働省

第百一回特別国会

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進
するための労働省関係法律の整備等に関する法律案関係資料

労
働
省



女性と仕事の未来館



00602278

目

次

- 一 法律案要綱
- 二 法律案
- 三 法律案提案理由說明
- 四 法律案逐條說明
- 五 法律案參照條文
- 六 法律案新旧對照表

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進

するための労働省関係法律の整備等に関する法律案要綱

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するため
の労働省関係法律の整備等に関する法律案要綱

第一 勤労婦人福祉法の一部改正

一 題名の改正

法律の題名を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」に改正するものとする
こと。

二 総則の改正

男女の均等な機会及び待遇の確保に関する規定等が新たに加えられる
ことに伴い、目的、基本的理念等総則の規定について所要の改正を
行うものとする。こと。（新法第一章関係）

三 男女の均等な機会及び待遇の確保のための措置の新設

(一) 事業主の講ずる措置等

イ 募集及び採用

事業主は、労働者の募集及び採用について、女子に対して男子と均等な機会を与えるように努めなければならぬものとする。と。（新法第七条関係）

ロ 配置及び昇進

事業主は、労働者の配置及び昇進について、女子労働者に対して男子労働者と均等な取扱いをするように努めなければならぬものとする。と。（新法第八条関係）

ハ 教育訓練

事業主は、労働者の業務の遂行に必要な基礎的な能力を付与す

るためのものとして労働省令で定める教育訓練について、労働者が女子であることを理由として、男子と差別的取扱いをしてはならないものとする。こと。（新法第九条関係）

ニ 福利厚生

事業主は、住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生の措置であつて労働省令で定めるものについて、労働者が女子であることを理由として、男子と差別的取扱いをしてはならないものとする。こと。（新法第十条関係）

ホ 定年、退職及び解雇

(イ) 事業主は、労働者の定年及び解雇について、労働者が女子であることを理由として、男子と差別的取扱いをしてはならないものとする。こと。

(ロ) 事業主は、女子労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として定めてはならないものとする。

(ハ) 事業主は、女子労働者が婚姻し、妊娠し、出産し、又は労働基準法第六十五条第一項若しくは第二項の規定による休業をしたことを理由として、解雇してはならないものとする。

新法第十一条関係

へ 指針

労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため必要があると認めるときは、関係審議会の意見を聴いて、イ及びロに関し、事業主が講ずるよう努めるべき措置についての指針を定めることができるものとする。

こと。（新法第十二条関係）

ト 苦情の自主的解決

事業主は、ロからホまでの事項に関し、女子労働者から苦情の申出を受けたときは、労使により構成される苦情処理機関に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならないものとする。こと。（新法第十三条関係）

チ 紛争の解決の援助

都道府県婦人少年室長は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇に関する事業主の措置であつて労働省令で定めるものについての女子労働者と事業主（以下「関係当事者」という。）との間の紛争に関し、関係当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、必要な助言、指導又は勧告をすることができるとすること。（新法第十四条関係）

リ 調停の委任

都道府県婦人少年室長は、チの紛争（イの事項に関するものを除く。）について、関係当事者の双方又は一方から調停の申請があつた場合で当該紛争の解決のために必要があると認めるとき（関係当事者の一方から申請があつた場合には、他の関係当事者の同意を得たときに限る。）は、機会均等調停委員会に調停を行わせるものとする。 （新法第十五条関係）

（ロ） 機会均等調停委員会

イ 機会均等調停委員会の設置

都道府県婦人少年室に、機会均等調停委員会（以下「委員会」という。）を置くものとし、委員会は、（ロ）のりの調停を行うものとする。 （新法第十六条関係）

ロ 委員会の組織

委員会は、委員三人をもつて組織するものとし、委員は、学識経験を有する者のうちから、労働大臣が任命するものとする。

（新法第十七条関係）

ハ 調停

(イ) 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、労働者団体又は事業主団体が指名した者から当該事件につき意見を聴くものとする。

(ロ) 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができるものとする。

(ハ) 委員会は、調停が行われている事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要

な協力を求めることができるものとする。 (新法第十八条から第二十一条まで関係)

四 女子労働者の就業に関する援助の措置等

(一) 再就職の援助

国は、妊娠、出産又は育児を理由として退職した女子に対しその希望するときに再び雇用の機会が与えられるようにするため、職業指導、職業紹介、職業能力の再開発の措置その他の措置が効果的に関連して実施されるように配慮するものとする。 (新法第二十条関係)

四条関係)

(二) 再雇用特別措置の普及の促進

イ 事業主は、妊娠、出産又は育児を理由として退職した女子について、必要に応じ、再雇用特別措置 (当該女子であつて、その退

職の際に、その就業が可能となつたときに当該退職に係る事業の事業主に再び雇用されることの希望を有する旨の申出をしていたものについて、当該事業主が、労働者の募集又は採用に当たつて特別の配慮をする措置をいう。）その他これに準ずる措置を実施するよう努めなければならないものとする。

ロ 国は、再雇用特別措置の普及を促進するため、事業主に対し、必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。

と。（新法第二十五条関係）

（白） 育児休業の普及の促進

国は、育児休業の普及を促進するため、事業主に対し、必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めるものとする。（新法

第二十八条第二項関係）

五 その他

(一) 報告の徴収並びに助言、指導及び勧告

労働大臣又は都道府県婦人少年室長は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができるとすること。（新法第十三条関係）

(二) 適用除外

三、四の(一)及び(二)並びに五の(一)は、国家公務員及び地方公務員には適用しないものとする。（新法第三十五条関係）

(三) その他

その他所要の整備を行うものとする。

第二 労働基準法の一部改正

一 女子の労働時間及び休日

(一) 第八条第一号から第五号までの事業に従事する満十八才以上の女子についての時間外労働の制限を、一週間について六時間、一年について百五十時間とするものとする。ただし、決算のために必要な計算、書類の作成等の業務に従事させる場合には、一週間について六時間の制限にかかわらず、二週間について十二時間を超えない範囲内で時間外労働をさせることができるものとする。

(二) (一)以外の事業に従事する満十八歳以上の女子についての時間外労働の制限を、四週間を超えない範囲内で命令で定める週を単位とする期間について一週間当たり六時間以上十二時間以下の範囲内で命令で定める時間、一年について百五十時間以上三百時間以下の範囲

内で命令で定める時間とするものとし、休日労働の制限を四週間に
ついて命令で定める日数とするものとする。

曰　□の命令は、□の事業における労働による身体の負担の程度、□
の事業の事業活動の状況等を考慮し、かつ、女子の健康及び福祉に
支障のない範囲内において定めるものとする。

四　満十八才以上の女子のうち、労働者の業務の遂行を指揮命令する
職務上の地位にある者又は専門的な知識若しくは技術を必要とする
業務に従事する者で、命令で定めるものに該当する者については、
時間外及び休日労働の制限を廃止するものとする。（労働基準
法第六十四条の二関係）

二　女子の深夜業

現在深夜業が認められている満十八才以上の女子のほか、次の各号

に該当する満十八才以上の女子について、深夜業を認めるものとする
こと。

(一) 労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者又は専門的な知識若しくは技術を必要とする業務に従事する者で、命令で定めるものに該当する者

(二) 品質が急速に変化しやすい食料品の製造又は加工の業務等その性質上深夜業が必要とされるものとして命令で定める業務に従事する者（一日の労働時間が、常時、通常の労働者の労働時間に比し相当程度短いものとして命令で定める時間以内である者に限る。）

(三) 深夜業に従事することを使用者に申し出た者（命令で定める事業に従事する者に限る。）であつて、当該申出に基づき、命令で定めるところにより、使用者が行政官庁の承認を受けたもの（労働基準

法第六十四条の三関係

三 坑内労働の禁止

臨時の必要のため坑内で行われる業務で命令で定めるものに従事する満十八才以上の女子（命令で定める妊産婦を除く。）について、坑内労働を認めるものとする。こと。（労働基準法第六十四条の四関係）

四 妊産婦等に係る危険有害業務の就業制限

（一）使用者は、妊娠中の女子及び産後一年を経過しない女子（以下「妊産婦」という。）を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所における業務その他妊産婦の妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならないものとする。こと。

（二）（一）の業務のうち女子の妊娠又は出産に係る機能に有害である業務については、妊産婦以外の女子についても就業を制限するものとする。

ること。

(二) 及び□の業務の範囲並びに当該業務に就かせてはならない者の範囲は、命令で定めるものとする。 (労働基準法第六十四条の五関係)

五 産前産後休業等

(一) 多胎妊娠の場合の産前休業の期間を十週間とするものとする。 (二) 産後休業の期間を八週間 (うち強制六週間) とするものとする。 と。

(三) 使用者は、妊産婦が請求した場合においては、時間外労働、休日労働又は深夜業をさせてはならないものとする。 (労働基準法第六十五条及び第六十六条関係)

六 生理日の就業が著しく困難な女子に対する措置

使用者は、生理日の就業が著しく困難な女子が休暇を請求したときは、その者を生理日に就業させてはならないものとする。こと。（労働基準法第六十八條關係）

七 帰郷旅費

満十八才以上の女子については、廃止するものとする。こと。（労働

基準法第六十四條關係）

八 その他

第六章（女子及び年少者）の規定中女子に関する規定を第六章の二（女子）として独立させることその他所要の整備を行うものとする。こと。

第三 附則

一 施行期日

この法律は、昭和六十一年四月一日から施行するものとする。

（附則第一条関係）

二 地方に置かれる審議会の統合

委員会の設置に伴い、都道府県労働局が設置される際に、地方労働基準審議会及び地方職業安定審議会を統合して地方労働審議会とするものとする。

三 経過措置及び関係法律の整備

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、健康保険法、労働省設置法その他の法律について所要の改正を行うものとする。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の
整備等に関する法律

（勤労婦人福祉法の一部改正）

第一条 勤労婦人福祉法（昭和四十七年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則（第一条―第六条）

第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の促進

第一節 事業主の講ずる措置等(第七条―第十五条)

第二節 機会均等調停委員会(第十六条―第二十一条)

第三章 女子労働者の就業に関する援助の措置等(第二十二条―第三十一条)

第四章 雑則(第三十二条―第三十五条)

附則

第一条中「勤労婦人の福祉に関する原理を明らかにする」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進する」に、「勤労婦人に」を「女子労働者に」に、「職業指導の充実、職業訓練の奨励、」を「職業能力の開発及び向上、再就職の援助並びに」に改め、「育児、家事その他の」を削り、「調和の促進、福祉施設の設置」を「調和を図る」に、「もつて勤労婦人」を「もつて女子労働者」に改める。

第二条中「勤労婦人は、次代をになう」を「女子労働者は、経済及び社会の発展に寄与する者であり、かつ、家庭の一員として次代を担う」に、「重大な」を「重要な」に改め、「とともに、経済及び社会の発展に寄与する」を削り、「勤労婦人が職業生活と家庭生活との調和を図り、及び」を「女子労働者が」に、「営む」を「営み、及び職業生活と家庭生活との調和を図る」に改める。

第三条中「勤労婦人は、勤労」を「女子労働者は、労働」に、「をもち、みずからすすんで」を「の下に、自ら進んで」に、「を開発し」を「の開発及び向上を図り」に改める。

第四条を次のように改める。

(関係者の責務)

第四条 事業主並びに国及び地方公共団体は、前二条に規定する基本的理念が具現されるように配慮して、女子労働者の福祉を増進するように努めなければならない。

第五条中「勤労婦人」を「女子労働者」に、「勤労に」を「労働に」に、「とくに」を「特に」に、「行

なう」を「行う」に改める。

第二章から第五章までの章名を削る。

第六条に見出しとして「(女子労働者福祉対策基本方針)」を付し、同条第一項及び第二項中「勤労婦人の」を「女子労働者の」に、「勤労婦人福祉対策基本方針」を「女子労働者福祉対策基本方針」に改め、同条第三項中「勤労婦人福祉対策基本方針は、勤労婦人」を「女子労働者福祉対策基本方針は、女子労働者」に、「並びに年齢別及び配偶の関係別の就業状況」を「及び就業の実態」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「勤労婦人福祉対策基本方針」を「女子労働者福祉対策基本方針」に改める。

第十七条中「同条第六項」の下に「及び第十二条第二項」を加え、「並びに前条」を、「第一項並びに前二条」に改め、「船員中央労働委員会」の下に「と、第九条、第十条、第十四条及び前条第二項中「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、第十一条第三項中「労働基準法(昭和二

十二年法律第四十九号)第六十五条第一項若しくは第二項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法(昭和二十二年法律第百号)第八十七条第一項若しくは第二項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第十四条、第十五条及び前条第二項中「都道府県婦人少年室長」とあるのは「地方運輸局長(海運監理部長を含む。)」と、第十五条中「機会均等調停委員会に調停を行わせる」とあるのは「船員地方労働委員会に調停を委任する」を加え、同条に次の三項を加え、同条を第三十四条とする。

2 前項の規定により読み替えられた第十五条の規定により委任を受けて船員地方労働委員会が行う調停については、第二章第二節の規定は、適用しない。

3 前項の調停の事務は、公益委員のうちから当該船員地方労働委員会の会長が指名する三人の委員で構成する合議体で取り扱う。この場合において、当該合議体は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、使用者委員及び労働者委員のうちから当該船員

地方労働委員会の会長が指名する委員から当該事件につき意見を聴くものとする。

4 第十九条から第二十一条までの規定は、第二項の調停について準用する。この場合において、第十九条及び第二十条中「委員会」とあるのは「船員地方労働委員会」と、第二十一条中「この節」とあるのは「第三十四条第三項」と、「委員会」とあるのは「合議体」と、「労働省令」とあるのは「船員中央労働委員会規則」と読み替えるものとする。

第十六条第一項中「勤労婦人」を「女子労働者」に改め、同条を第三十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十三条 労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県婦

人少年室長に委任することができる。

第十五条を削り、第十四条第一項中「勤労婦人」を「女子労働者」に改め、同条を第三十一条とし、同条の次に次の章名を付する。

第四章 雑則

第十三条第二項中「勤労婦人」を「女子労働者」に、「行ない」を「行い」に、「レクリエーション」を「レクリエーション」に、「行なう」を「行う」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第三十条とする。

4 国は、地方公共団体に対し、働く婦人の家の設置及び運営に関し必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

第十二条中「勤労婦人」に対して、勤労」を「女子労働者」に対して、労働」に改め、同条を第二十九条とする。

第十一条の見出しを「(育児休業の普及等)」に改め、同条中「勤労婦人」を「女子労働者」に、「行なう」を「行う」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第二十八条とする。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の育児休業について準用する。

第十条中「勤労婦人」を「女子労働者」に改め、同条を第二十七条とする。

第九条の前の見出しを削り、同条中「勤労婦人」を「女子労働者」に改め、同条を第二十六条とし、同条の前の見出しとして「(妊娠中及び出産後の健康管理に関する配慮及び措置)」を付する。

第八条の見出しを「(職業能力の開発及び向上の促進)」に改め、同条中「勤労婦人が職業に必要な技能(これに関する知識を含む。を習得し、その能力の」を「女子労働者が職業能力の開発及び」に、「勤労婦人に対し職業訓練の」を「女子労働者に対しその」に、「勤労婦人その他」を「女子労働者その他」に、「職業訓練」を「職業能力の開発及び向上」に、「行なうとともに、施設の整備その他勤労婦人の職業訓練の受講を容易にするために」を「行うとともに、職業訓練施設の

整備その他の」に改め、同条を第二十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

（再就職の援助）

第二十四条 国は、妊娠、出産又は育児を理由として退職した女子に対しその希望するときに再び雇用の機会が与えられるようにするため、職業指導、職業紹介、職業能力の再開発の措置その他の措置が効果的に関連して実施されるように配慮するものとする。

（再雇用特別措置の普及等）

第二十五条 事業主は、妊娠、出産又は育児を理由として退職した女子について、必要に応じ、再雇用特別措置（当該女子であつて、その退職の際に、その就業が可能となつたときに当該退職に係る事業の事業主に再び雇用されることの希望を有する旨の申出をしていたものについて、当該事業主が、労働者の募集又は採用に当たつて特別の配慮をする措置をいう。）その他これに準ずる措置を実施するように努めなければならない。

2 国は、事業主に対して、前項の再雇用特別措置の普及を促進するため、必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

第七条中「勤労婦人が」を「女子労働者が」に、「勤労婦人その他関係者に対して」を「女子労働者に対して、」に、「勤労婦人の特性に適応した」を「かつ、これに基づく適切な」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第二十二条とする。

第六条の次に次の一章及び章名を加える。

第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の促進

第一節 事業主の講ずる措置等

(募集及び採用)

第七条 事業主は、労働者の募集及び採用について、女子に対して男子と均等な機会を与えるように努めなければならない。

(配置及び昇進)

第八条 事業主は、労働者の配置及び昇進について、女子労働者に対して男子労働者と均等な取扱いをするように努めなければならない。

(教育訓練)

第九条 事業主は、労働者の業務の遂行に必要な基礎的な能力を付与するためのものとして労働省令で定める教育訓練について、労働者が女子であることを理由として、男子と差別的取扱いをしてはならない。

(福利厚生)

第十条 事業主は、住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であつて労働省令で定めるものについて、労働者が女子であることを理由として、男子と差別的取扱いをしてはならない。

(定年、退職及び解雇)

第十一条 事業主は、労働者の定年及び解雇について、労働者が女子であることを理由として、男子と差別的取扱いをしてはならない。

2 事業主は、女子労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

3 事業主は、女子労働者が婚姻し、妊娠し、出産し、又は労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項若しくは第二項の規定による休業をしたことを理由として、解雇してはならない。

(指針)

第十二条 労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため必要があると認めるときは、第七条及び第八条に定める事項に関し、事業主が講

ずるように努めるべき措置についての指針（次項において「指針」という。）を定めることができる。

2 第六条第三項から第五項までの規定は指針の策定について、同条第四項及び第五項の規定は指針の変更について準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

（苦情の自主的解決）

第十三条 事業主は、第八条から第十一条までの規定に定める事項に関し、女子労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るよう努めなければならない。

（紛争の解決の援助）

第十四条 都道府県婦人少年室長は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇に関する事業主の措置で労働省令で定めるものについての女子労働者と事業主（以下「関係当事者」という。）との間の紛争に関し、関係当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該関係当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

（調停の委任）

第十五条 都道府県婦人少年室長は、前条に規定する紛争（第七条に定める事項についての紛争を除く。）について、関係当事者の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるとき（関係当事者の一方から調停の申請があつた場合にあつては、他の関係当事者が調停を行うことを同意したときに限る。）は、機会均等調停委員会に調停を行わせるものとする。

第二節 機会均等調停委員会

(設置)

第十六条 都道府県婦人少年室に、機会均等調停委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前条の調停（以下この節において「調停」という。）を行う機関とする。

(組織)

第十七条 委員会は、委員三人をもつて組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、労働大臣が任命する。

(調停)

第十八条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県婦人少年室の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第十九条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第二十条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(労働省令への委任)

第二十一条 この節に定めるもののほか、委員会及び調停の手續に関し必要な事項は、労働省令で定める。

第三章 女子労働者の就業に関する援助の措置等

本則に次の一条を加える。

(適用除外)

第三十五条 第二章、第二十五条第一項及び同条第二項（第二十八条第二項において準用する場合を含む。）並びに第三十三条の規定は、国家公務員及び地方公務員に関して、適用しない。

(労働基準法の一部改正)

第二条 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 女子及び年少者」を「第六章 年少者
第六章の二 女子」に改める。

第四十一条中「及び第六章」を、「第六章及び第六章の二」に、「左の」を「次の」に改め、同条第三号中「受けた者」を「受けたもの」に改める。

「第六章 女子及び年少者」を「第六章 年少者」に改める。

第六十条の見出し中「年少者の」を削る。

第六十一条を削り、第六十二条第一項中「又は女子」を削り、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「労働に関する主務大臣」を「労働大臣」に改め、同条第四項中、「第十三号、第十四号及び」を「若しくは第十三号若しくは」に改め、「若しくは中央労働基準審議会の議を経て命令で定める女子の健康及び福祉に有害でない業務」及び同項ただし書を削り、同条第五項中「第五十

六条第二項本文」を「第五十六条第二項」に改め、同条を第六十一条とする。

第六十三条第一項中「又は女子」を削り、「つかせ、」を「就かせ、」に、「つかせては」を「就かせては」に改め、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、「及び前項の一定の業務の範囲」を削り、同条第三項を削り、同条を第六十二条とする。

第六十四条中「又は女子」を削り、同条を第六十三条とし、同条の次に次の一条、章名及び四条を加える。

（帰郷旅費）

第六十四条 満十八才に満たない者が解雇の日から十四日以内に帰郷する場合においては、使用者は、必要な旅費を負担しなければならない。ただし、満十八才に満たない者がその責めに帰すべき事由に基づいて解雇され、使用者がその事由について行政官庁の認定を受けたときは、この限りでない。

第六章の二 女子

(労働時間及び休日)

第六十四条の二 使用者は、満十八才以上の女子で第八条第一号から第五号までの事業に従事するものについては、第三十六条の協定による場合においても、一週間について六時間、一年について百五十時間を超えて時間外労働をさせ、又は休日に労働させてはならない。ただし、財産目録、貸借対照表又は損益計算書の作成その他決算のために必要な計算、書類の作成等の業務に従事させる場合には、一週間について六時間の制限にかかわらず、二週間について十二時間を超えない範囲内で時間外労働をさせることができる。

使用者は、満十八才以上の女子で前項の事業以外の事業に従事するものについては、第三十六条の協定による場合においても、四週間を超えない範囲内で命令で定める週を単位とする期間について、六時間以上十二時間以下の範囲内で命令で定める時間に当該週を単位とす

る期間の週数を乗じて得た時間、一年について百五十時間以上三百時間以下の範囲内で命令で定める時間を超えて時間外労働をさせ、又は四週間について命令で定める日数以上の休日に労働させてはならない。

前項の命令は、同項の事業における労働による身体の負担の程度、同項の事業の事業活動の状況等を考慮し、かつ、女子の健康及び福祉に支障のない範囲内において、同項の事業の種類に応じて、定めるものとする。

第一項及び第二項の規定は、満十八才以上の女子のうち、労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者又は専門的な知識若しくは技術を必要とする業務に従事する者で、命令で定めるものに該当する者については、適用しない。

（深夜業）

第六十四条の三 使用者は、満十八才以上の女子を午後十時から午前五時までの間において使

用してはならない。ただし、次の各号の一に該当する者については、この限りでない。

一 第八条第六号、第七号、第十三号若しくは第十四号又は電話の事業に従事する者

二 女子の健康及び福祉に有害でない業務で命令で定めるものに従事する者

三 前条第四項に規定する命令で定めるもの

四 品質が急速に変化しやすい食料品の製造又は加工の業務その他の当該業務の性質上深夜業が必要とされるものとして命令で定める業務に従事する者（一日の労働時間が、常時、通常の労働者の労働時間に比し相当程度短いものとして命令で定める時間以内であるものに限る。）

五 深夜業に従事することを使用者に申し出た者（命令で定める事業に従事するものに限る。）であつて、当該申出に基づき、命令で定めるところにより、使用者が行政官庁の承認を受けたものを

第六十一条第二項及び第三項の規定は、満十八才以上の女子の深夜業について準用する。

この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは、「第六十四条の三第一項」と読み替えるものとする。

前二項の規定は、第三十三条第一項の規定によつて労働時間を延長し、又は休日に労働させる場合については、適用しない。

（坑内労働の禁止）

第六十四条の四 使用者は、満十八才以上の女子を坑内で労働させてはならない。ただし、臨時の必要のため坑内で行われる業務で命令で定めるものに従事する者（次条第一項に規定する妊産婦で命令で定めるものを除く。）については、この限りでない。

（妊産婦等に係る危険有害業務の就業制限）

第六十四条の五 使用者は、妊娠中の女子及び産後一年を経過しない女子（以下「妊産婦」とい

う。)を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所における業務その他妊産婦の妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。

前項の規定は、同項に規定する業務のうち女子の妊娠又は出産に係る機能に有害である業務につき、命令で、妊産婦以外の女子に関して、準用することができる。

前二項に規定する業務の範囲及びこれらの規定によりこれらの業務に就かせてはならない者の範囲は、命令で定める。

第六十五条第一項中「六週間」の下に「(多胎妊娠の場合にあつては、十週間)」を加え、同条第二項中「六週間」を「八週間」に、「但し」を「ただし」に、「五週間」を「六週間」に改める。

第六十八条を削り、第六十七条の見出しを「(生理日の就業が著しく困難な女子に対する措置)」に改め、同条第一項中「又は生理に有害な業務に従事する女子」を削り、「生理休暇」を「休暇」に改め、「その者を」の下に「生理日に」を加え、同条第二項を削り、同条を第六十八条とす

る。

第六十六条第一項中「の外」を「のほか」に、「各、少くとも」を「各々少なくとも」に改め、同条を第六十七条とし、第六十五条の次に次の一条を加える。

第六十六条 使用者は、妊産婦が請求した場合においては、第三十三条第一項及び第三項並びに第三十六条の規定にかかわらず、時間外労働をさせてはならず、又は休日労働をさせてはならない。

使用者は、妊産婦が請求した場合においては、第六十四条の三第一項ただし書の規定にかかわらず、深夜業をさせてはならない。

第七十条中「第六十三条」を「第六十二条及び第六十四条の五の年少者及び妊産婦等」に、「及び第六十四条」を「並びに第六十三条及び第六十四条の四の年少者及び女子」に、「別段の定」を「別段の定め」に、「第六十四条」を「第六十三条の年少者」に改め、「女子及び」を削り、「男

子」を「者」に改める。

第九十八条第一項中「、都道府県労働局に地方労働基準審議会を」を削り、同条第二項中「中央労働基準審議会は」を「中央労働基準審議会は、」に改め、「、地方労働基準審議会は賃金の支払の確保等に関する法律、労働安全衛生法及び作業環境測定法の施行及び改正に関する事項並びに家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）に基づきその権限に属する事項を」を削り、同条第三項中「及び地方労働基準審議会（以下「労働基準審議会」という。）」、「中央労働基準審議会にあつては」、「、地方労働基準審議会にあつては都道府県労働局長の」及び「及び家内労働法に基づきその権限に属する事項」を削り、同条第四項中「労働基準審議会」を「中央労働基準審議会」に改め、同条第五項中「労働基準審議会」を「中央労働基準審議会」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九十八条の二 この法律の施行及び改正に関する事項については、前条に定めるところによ

るほか、都道府県労働局に係る事項に関しては、当該都道府県労働局に置かれる地方労働審議会が審議するものとする。

前項に定めるもののほか、地方労働審議会は、労働者（家内労働者を含む。）に係る労働条件の基準に関しては、賃金の支払の確保等に関する法律、労働安全衛生法及び作業環境測定法の施行及び改正に関する事項並びに家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）に基づきその権限に属する事項を審議する。

地方労働審議会は、都道府県労働局長の諮問に応じて前二項に規定する事項を審議するほか、労働条件の基準及び家内労働法に基づきその権限に属する事項に関して関係行政官庁に建議することができる。

第百条第三項中「及び地方労働基準審議会」を削る。

第百条の二中「婦人少年主管局長」を「婦人主管局長」に改め、「及び年少者」を削る。

第百十五條の次に次の一條を加える。

(経過措置)

第百十五條の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要なと判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第百十七條中「二千元以上三万円以下」を「五万元以上百万円以下」に改める。

第百十八條第一項中「又は第六十四條」を「第六十三條又は第六十四條の四」に、「一万円」を「二十万円」に改め、同條第二項中「基いて」を「基づいて」に、「第六十四條」を「第六十三條又は第六十四條の四」に改める。

第百十八條の二を削る。

第百十九條中「五千元」を「十万円」に改め、同條第一号中「第十七條」の下に「第十八條第一

項」を、「第三十六条ただし書」の下に、「第三十七条」を加え、「第六十一条から第六十三条まで、第六十五条、第六十六条」を「第六十一条、第六十二条、第六十四条の二、第六十四条の三、第六十四条の五から第六十七条まで」に改め、同条第四号中「第六十三条」を「第六十二条又は第六十四条の五」に改める。

第百十九条の二を削る。

第百二十条中「五千元」を「十万円」に改め、同条第一号中「若しくは第三項」の下に、「第十八条第七項」を加え、「第二十三条（賃金の支払及び貯蓄金の返還に係る部分を除く。）、第二十七条」を「第二十三条から第二十七条まで」に、「第六十七条」を「第六十四条」に改め、同条第四号中「婦人少年主管局長」を「婦人主管局長」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中労働基準法第百条の二及び第二百二十条第四号の改正規定並びに次条第一項、附則第三条及び附則第十七条（労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）第四条第三十号の次に一号を加える改正規定並びに同法第四条第三十二号及び第三十四号並びに第九条第一項の改正規定に限る。）の規定 昭和五十九年七月一日

二 第二条中労働基準法第九十八条の改正規定、同法第九十八条の次に一条を加える改正規定、同法第百条第三項の改正規定並びに附則第六条及び第十五条の規定 職業安定法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）の施行の日

（労働基準法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定については、当該各規定。次条及び附則第十九条にお

いて同じ。)の施行前に第二条の規定による改正前の労働基準法(これに基づく命令を含む。)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、同条の規定による改正後の労働基準法(これに基づく命令を含む。)の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

2 産後六週間を経過する日がこの法律の施行前である女子については、第二条の規定による改正後の労働基準法第六十五条第二項の規定は、適用しない。

3 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の労働基準法第六十五条第二項ただし書の規定により就業するに至つた女子で、この法律の施行の際産後六週間を経過していないものについては、第二条の規定による改正後の労働基準法第六十五条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に解雇された満十八才以上の女子が帰郷する場合における旅費の負担については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前にした行為並びに前条第三項及び第四項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(健康保険法の一部改正)

第四条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五十条第二項中「前四十二日」の下に「(多胎妊娠ノ場合ニ於テハ七十日)」を加え、「以後四十二日」を「以後五十六日」に改める。

第六十九条の十八第一項中「前四十二日」の下に「(多胎妊娠の場合においては、七十日)」を加え、「以後四十二日」を「以後五十六日」に改める。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 分べんの日がこの法律の施行の日の前四十二日以前の日である被保険者及び被保険者で

あつた者については、前条の規定による改正後の健康保険法第五十条第二項及び第六十九条の十八第一項の規定は、適用しない。

2 この法律の施行前に分べんの日後労務に服すに至つた被保険者及び被保険者であつた者で、この法律の施行の際同日以後四十二日を経過していないものについては、前条の規定による改正後の健康保険法第五十条第二項及び第六十九条の十八第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(職業安定法の一部改正)

第六条 職業安定法(昭和二十二年法律第一百四十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「(中央職業安定審議会等)」に改め、同条第一項、第三項及び第四項中「地方職業安定審議会」を「地方労働審議会」に改め、同条第六項及び第七項中「職業安定審議会」を「中央職業安定審議会等」に改め、同条第八項中「地方職業安定審議会」を「地方労働審議会」に

改め、同条第九項中「職業安定審議会」を「中央職業安定審議会等」に改め、同条第十項中「の外、職業安定審議会」を「のほか、中央職業安定審議会等」に改める。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正）

第七条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「第六十三條第二項」を「第六十二條第二項」に改める。

（少年法の一部改正）

第八条 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第三十七條第一項第三号中「少年についての第六十四條」を「第六十三條」に、「少年についての第六十二條又は第六十三條（第三項を除く。）」を「第六十一條、第六十二條又は」に、「第百十九條第一号の罪、」を「第百十九條第一号の罪及び」に、「少年についての第六十八條」を「又は

第六十四条」に改める。

(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正)

第九条 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第四十七条中「第六十八条」を「第六十四条」に改める。

(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十条 附則第二条第四項の規定に該当する場合に関しては、前条の規定による改正後の国家公務員等の旅費に関する法律第四十七条中「第六十四条」とあるのは、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律附則第二条第四項」とする。

(女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部改正)

第十一条 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「人事院規則又は条例でこれより長い産前の休業の期間を定めたときは、当該期間」を「多胎妊娠の場合にあつては、十週間とし、人事院規則又は条例でこれらの期間より長い産前の休業の期間を定めたときは、当該期間とする。」に、「産後六週間」を「産後八週間」に、「十二週間（人事院規則又は条例でこれより長い産前産後の休業の期間を定めたときは、当該期間）」を「十四週間（多胎妊娠の場合にあつては、十八週間とし、人事院規則又は条例でこれらの期間より長い産前産後の休業の期間を定めたときは、当該期間とする。）」に改める。

第五条中「六週間前」を「六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十週間）前」に、「産後六週間」を「産後八週間」に、「十二週間」を「十四週間（多胎妊娠の場合にあつては、十八週間）」に改める。

（女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第三条の規定により臨時的に任用された者が、この法律の施行の際現に当該臨時的任用により勤務している場合における当該臨時的任用に係る任用の期間は、同条の規定にかかわらず、前条の規定による改正後の女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する期間を経過する日までの期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、この法律の施行前に産後職務に復帰するに至つた国立又は公立の学校又は学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の二に規定する施設に勤務する女子教職員でこの法律の施行の際産後六週間（人事院規則又は条例でこれより長い産後の休業の期間を定めている場合にあつては、当該期間）を経過していないものの出産に際しての当該学校又は施設の教職員の職務を補助させるためにした臨時的任用に係る任用の期間については、な

お従前の例による。

(社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正)

第十三条 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十六年法律第一百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「出産前六週間」の下に「(多胎妊娠の場合にあつては、十週間)」を加え、「出産後六週間」を「出産後八週間」に改める。

(社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 出産後六週間を経過する日がこの法律の施行前である女子である被共済職員については、前条の規定による改正後の社会福祉施設職員退職手当共済法第十一条第三項の規定は、適用しない。

2 この法律の施行前に出産後社会福祉施設の業務に従事するに至つた女子である被共済職員

で、この法律の施行の際出産後六週間を経過していないものについては、前条の規定による改正後の社会福祉施設職員退職手当共済法第十一条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(家内労働法の一部改正)

第十五条 家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「地方労働基準審議会」を「地方労働審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

第二十条第二項及び第二十一条第一項中「地方労働基準審議会」を「地方労働審議会」に改める。

第二十三条中「地方労働基準審議会」を「地方労働審議会」に、「きく」を「聴く」に改める。

附則第二条第一項中「地方労働基準審議会」を「地方労働審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改

める。

（職業安定法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条 職業安定法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第九条のうち、労働省設置法第十条第一項及び第二項の改正規定（同条第一項に係る部分に限る。）中「第三十一号、第三十二号」を「第三十号の二、第三十一号」に改める。

附則第七条の次に次の一条を加える。

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正）

第七条の二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条及び第十五条中「都道府県婦人少年室長」を「都道府県労働局長」に改める。

第十六条第一項中「都道府県婦人少年室」を「都道府県労働局」に改める。

第十七条第二項中「労働大臣」を「都道府県労働局長」に改める。

第十八条中「都道府県婦人少年室」を「都道府県労働局」に改める。

第三十三条第二項及び第三十四条第一項中「都道府県婦人少年室長」を「都道府県労働局長」に改める。

附則第十条中「都道府県労働基準局長」の下に、「都道府県婦人少年室長」を加える。

附則第十四条中「及び地方家内労働審議会」を、「地方家内労働審議会及び機会均等調停委員会」に改める。

(労働省設置法の一部改正)

第十七条 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三十号の次に次の一号を加える。

三十の二 勤労青少年福祉対策基本方針を定めるほか、勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）の施行に関することその他勤労青少年の福祉に関すること。

第四条第三十一号中「勤労婦人福祉対策基本方針」を「女子労働者福祉対策基本方針」に、「勤労婦人福祉法」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」に改め、同条第三十二号を次のように改める。

三十二 削除

第四条第三十四号中「前三号」を「第三十一号及び前号」に、「婦人及び年少労働者」を「婦人労働者」に改める。

第五条第四十一号中「勤労婦人福祉法」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」に、「勤労婦人福祉対策基本方針」を「女子労働者福祉対策基本方針、事業主が講ずるよう努めるべき措置についての指針」に改める。

第九条第一項中「第三十一号から第三十三号まで」を「第三十号の二、第三十一号、第三十三号」に、「その他婦人及び年少労働者」を「その他婦人労働者」に改める。

第十条第一項中「勤労婦人福祉法」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」に改める。

（運輸省設置法の一部改正）

第十八条 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十四号の二の二中「船員に係る勤労婦人福祉対策基本方針」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）に基づいて、船員に関して女子労働者福祉対策基本方針及び事業主が講ずるように努めるべき措置についての指針」に改める。

第五十七条第一項中「勤労婦人福祉法（昭和四十七年法律第百十三号）」を「雇用の分野におけ

る男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」に、「基く」を「基づく」に改める。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

理由

最近における我が国の社会経済の進展を背景として、女子の就業に対する意識の向上、就業分野の拡大等女子の雇用をめぐる諸情勢が著しく変化していること等にかんがみ、及び昭和五十五年七月十七日に我が国が署名した女子に対する差別の撤廃に関する条約の批准に備えるため、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進する等の見地から、雇用管理に係る事項に関する男女の均等な取扱いについての事業主の責務、当該取扱いをめぐる紛争の解決のための措置等を定めるとともに、労働基準法による女子労働者の労働時間、休日、深夜業等の規制の緩和、母性保護に関する措置の充実等を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進する
ための労働省関係法律の整備等に関する法律案提案理由説明

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進す

るための労働省関係法律の整備等に関する法律案提案理由説明

ただいま議題となりました「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案」につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年、我が国における女子労働者は着実に増加し、約千五百万人と全労働者の三分の一を超え、また、あらゆる産業、職業に進出し、我が国の経済社会の発展は今や女子労働者をぬきにしては考えられなくなつてきております。女子の職業に対する意識も高まり、その生涯における職業生活の比重も増大しております。しかしながら、我が国経済社会の実態は意欲と能力のある女子労働者がそれを十分に発揮しうる環境が整えられているとは必ずしもいえない状況にあり、そのような環境を整えることが大きな課

題となつてきております。

また、昭和五十年の国際婦人年を契機として、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇を確保することが国際的潮流となつていく中で、我が国は国際連合総会において採択された「婦人に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を昭和五十五年に署名したところであり、先進国の一員として、早期に関係国内法を整備し、条約の批准に備えることが要請されております。

このような内外の情勢を考慮に入れますと、我が国においても、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されるよう、新たな立法措置を講ずる一方、労働基準法の女子保護規定については、女子の就業分野の拡大に資するとともに、時代の変化に即したものとなるよう見直すことが必要となつております。また、これらに加えて、既婚女子労働者の増加

等に伴い、女子労働者自身の健康と福祉さらには次代を担う国民の健全な育成という観点から、母性保護等についての施策の拡充が求められているところであります。

これらの問題については、昭和五十三年以来婦人少年問題審議会において御審議頂いてきておりましたが本年三月末、六年余の長期にわたる御審議の結果を建議としていただいたところであります。政府といたしましては、世界の潮流を見通し、あるべき姿へ向かつて着実に歩むべく歴史的な第一歩として、この建議を踏まえ法律案を作成し、関係審議会にお諮りしたうえ、ここに提出した次第であります。

もとより、雇用の分野において男女の均等な機会及び待遇が現実に確保されるためには、このような法制の整備とあいまつて女子自身が労働に従事する者としての自覚の下にその能力を発揮すると同時に女子の就労につ

いての国民全体の理解を深めることが必要でありますので、政府といたしましてはこれらの気運の醸成を図つてまいることといたしております。

次に、この法律案の内容の概要を御説明申し上げます。

第一は、勤労婦人福祉法の名称を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」に改めるとともに、その内容を男女の均等な機会及び待遇の確保の促進を図るという観点から抜本的に改正することとあります。

その内容の一は、男女の均等な機会及び待遇の確保のために必要な事業主の責務を新たに規定したことであります。即ち、募集、採用、配置及び昇進については事業主は女子と男子を均等に取り扱うよう努めなければならないこととするともに、これらの事項について労働大臣が指針を定めることができることといたしております。また、労働省令で定める教育訓

練及び福利厚生並びに定年・退職・解雇については、事業主は労働者が女子であることを理由として差別的取扱いをしてはならないことといたしております。

その二は、男女の均等な取扱いに関する紛争の解決のための措置であります。このような紛争については、事業主はまず、企業内で、自主的な解決を図るように努めなければならないことといたしております。また、紛争の関係当事者から求められた場合には、都道府県婦人少年室長が必要な助言、指導又は勧告を行うほか、都道府県ごとに機会均等調停委員会を設け、紛争の調停に当たらせることといたしております。

その三は、妊娠、出産又は育児のためいつたん退職し、再就職しようとする女子の就業の援助の措置等であります。即ち、事業主は、これらの女子の再雇用について特別に配慮するように努めなければならないこととし、

また、国は、その再雇用の促進に必要な援助を行うように努めるものとい
たしております。

第二は労働基準法を改正し、妊娠及び出産にかかわる母性保護措置を拡
充する一方、それ以外の女子保護措置について廃止又は緩和することであ
ります。

その一は、女子の時間外・休日労働の規制について、まず、命令で定め
る管理職及び専門職については、それを廃止することといたしております。
また、工業的事業の女子については時間外労働に関する現行の一日二時間
の制限を廃止することとし、非工業的事業の女子については、時間外・休
日労働の規制を命令で定める範囲内において緩和することといたしており
ます。

その二は、深夜業の規制について、命令で定める管理職及び専門職、業

務の性質上深夜業が必要とされる業務に従事する命令で定める短時間労働者等については深夜業の禁止を解除することといたしております。

その三は、危険有害業務の就業制限、生理休暇及び坑内労働について、それぞれ現行規制を緩和するとともに、帰郷旅費の規制は廃止することといたしております。

その四は、妊娠及び出産に係る母性保護について、まず産前休業を多胎妊娠の場合十週間に延長するとともに、産後休業を八週間に延長することとしております。また、妊産婦が請求した場合には、時間外・休日労働及び深夜業を禁止することといたしております。

最後にこの法律の施行は、事前の周知を十分に図る必要があることを考慮し、一部の規定を除き、昭和六十一年四月一日からといたしております。以上、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進する

ための労働省関係法律の整備等に関する法律案の提案理由及びその内容の概要について御説明申し上げます。

何とぞ御審議のうえ、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進
するための労働省関係法律の整備等に関する法律案逐条説明

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案逐条説明

(勤労婦人福祉法の一部改正)

第一条 勤労婦人福祉法(昭和四十七年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律

(要旨及び説明) 男女の均等な機会及び待遇の確保に関する規定等が新たに加えられることに伴い、題名を改めたものである。

目次を次のように改める。

目次

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の促進

第一節 事業主の講ずる措置等(第七条―第十五条)

第二節 機会均等調停委員会(第十六条―第二十一条)

第三章 女子労働者の就業に関する援助の措置等(第二十二条―第三十一条)

第四章 雑則(第三十二条―第三十五条)

附則

(要旨及び説明) 男女の均等な機会及び待遇の確保に関する規定等が新たに加えられることに伴い、目次に
ついて所要の整備を行つたものである。

第一条中「勤労婦人の福祉に関する原理を明らかにする」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進する」に、「勤労婦人に」を「女子労働者に」に、「職業指導の充実、職業訓練の奨励、」を「職業能力の開発及び向上、再就職の援助並びに」に改め、「育児、家事その他の」を削り、「調和の促進、福祉施設の設置」を「調和を図る」に、「もつて勤労婦人」を「もつて女子労働者」に改める。

(要旨及び説明) 男女の均等な機会及び待遇の確保に関する規定等が新たに加えられることに伴い、目的について所要の整備を行つたものである。

第二条中「勤労婦人は、次代をになう」を「女子労働者は、経済及び社会の発展に寄与する者であり、かつ、家庭の一員として次代を担う」に、「重大な」を「重要な」に改め、「とともに、経済及び社会の発展に寄与する」を削り、「勤労婦人が職業生活と家庭生活との調和を図り、及び」を「女子労働者が」に、「営む」を「営み、及び職業生活と家庭生活との調和を図る」に改める。

(要旨及び説明) 男女の均等な機会及び待遇の確保に関する規定等が新たに加えられることに伴い、基本的理念について所要の整備を行つたものである。

第三条中「勤労婦人は、勤労」を「女子労働者は、労働」に、「をもち、みずからすすんで」を「の下に、自ら進んで」に、「を開発し」を「の開発及び向上を図り」に改める。

(要旨及び説明) 男女の均等な機会及び待遇の確保に関する規定等が新たに加えられることに伴い、所要の整備を行つたものである。

第四条を次のように改める。

(関係者の責務)

第四条 事業主並びに国及び地方公共団体は、前二条に規定する基本的理念が具現されるように配慮して、女子労働者の福祉を増進するように努めなければならない。

(要旨及び説明) 関係者の責務について所要の整備を行つたものである。

第五条中「勤労婦人」を「女子労働者」に、「勤労に」を「労働に」に、「とくに」を「特に」に、「行なう」を「行う」に改める。

(要旨及び説明)

略

第二章から第五章までの章名を削る。

(要旨及び説明)

男女の均等な機会及び待遇の確保に関する規定等が新たに加えられることに伴い、章名について所要の整備を行ったものである。

第六条に見出しとして「(女子労働福祉対策基本方針)」を付し、同条第一項及び第二項中「勤労婦人の」を「女子労働者の」に、「勤労婦人福祉対策基本方針」を「女子労働者福祉対策基本方針」に改め、同条第三項中「勤労婦人福祉対策基本方針は、勤労婦人」を「女子労働者福祉対策基本方針は、女子労働者」に、「並びに年齢別及び配偶の関係別の就業状況」を「及び就業の実態」に改め、同条第四項から第六項までの規定中「勤労婦人福祉対策基本方針」を「女子労働者福祉対策基本方針」に改める。

(要旨及び説明)

勤労婦人福祉対策基本方針を女子労働者福祉対策基本方針に改めることとしたことに伴い、所要の整備を行ったものである。

第十七条中「同条第六項」の下に「及び第十二条第二項」を加え、「並びに前条」を「、第十二条第一項並びに前二条」に改め、「「船員中央労働委員会」」の下に「と、第九条、第十条、第十四条及び前条第二

項中「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、第十一条第三項中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項若しくは第二項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項若しくは第二項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第十四条、第十五条及び前条第二項中「都道府県婦人少年室長」とあるのは「地方運輸局長（海運監理部長を含む。）」と、第十五条中「機会均等調停委員会に調停を行わせる」とあるのは「船員地方労働委員会に調停を委任する」を加え、同条に次の三項を加え、同条を第三十四条とする。

2 前項の規定により読み替えられた第十五条の規定により委任を受けて船員地方労働委員会が行う調停については、第二章第二節の規定は、適用しない。

3 前項の調停の事務は、公益委員のうちから当該船員地方労働委員会の会長が指名する三人の委員で構成する合議体で取り扱う。この場合において、当該合議体は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、使用者委員及び労働者委員のうちから当該船員地方労働委員会の会長が指名する委員から当該事件につき意見を聴くものとする。

4 第十九条から第二十一条までの規定は、第二項の調停について準用する。この場合において、第十九条及び第二十条中「委員会」とあるのは「船員地方労働委員会」と、第二十一条中「この節」とあるのは「第三十四条第三項」と、「委員会」とあるのは「合議体」と、「労働省令」とあるのは「船員中央労働委員会規則」と読み替えるものとする。

（要旨及び説明）

船員に関する特例について所要の整備を行つたものである。

第十六条第一項中「勤労婦人」を「女子労働者」に改め、同条を第三十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(要旨及び説明)

略

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十三条 労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県婦人少年室長に委任することができる。

(要旨及び説明) 労働大臣又は婦人少年室長の事業主に対する報告の徴収並びに助言、指導及び勧告について規定したものである。

第十五条を削り、第十四条第一項中「勤労婦人」を「女子労働者」に改め、同条を第三十一条とし、同条の次に次の章名を付する。

第四章 雑則

(要旨及び説明)

略

第十三条第二項中「勤労婦人」を「女子労働者」に、「行ない」を「行い」に、「レクリエーション」を「レクリエーション」に、「行なう」を「行う」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第三十条とする。

4 国は、地方公共団体に対し、働く婦人の家の設置及び運営に関し必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

(要旨及び説明)

働く婦人の家の設置及び運営に関する国の援助について規定するほか、所要の整備を行うものである。

第十二条中「勤労婦人に対して、勤労」を「女子労働者に対して、労働」に改め、同条を第二十九条とする。

(要旨及び説明)

略

第十一条の見出しを「(育児休業の普及等)」に改め、同条中「勤労婦人」を「女子労働者」に、「行なう」を「行う」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第二十八条とする。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の育児休業について準用する。

(要旨及び説明) 育児に関する便宜の供与に関する規定を育児休業の普及等に関する規定に改めるとともに、

育児休業の普及促進のための国の援助について規定するほか、所要の整備を行つたものである。

第十条中「勤労婦人」を「女子労働者」に改め、同条を第二十七条とする。

(要旨及び説明) 略

第九条の前の見出しを削り、同条中「勤労婦人」を「女子労働者」に改め、同条を第二十六条とし、同条の前に見出しとして「(妊娠中及び出産後の健康管理に関する配慮及び措置)」を付する。

(要旨及び説明) 略

第八条の見出しを「(職業能力の開発及び向上の促進)」に改め、同条中「勤労婦人が職業に必要な技能(これに関する知識を含む。)」を習得し、その能力の」を「女子労働者が職業能力の開発及び」に、「勤労婦人に対し職業訓練の」を「女子労働者に対しその」に、「勤労婦人その他」を「女子労働者その他」に、「職業訓練」を「職業能力の開発及び向上」に、「行なうとともに、施設の整備その他勤労婦人の職業訓練の受講を容易にするために」を「行うとともに、職業訓練施設の整備その他の」に改め、同条を第二十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

（要旨及び説明） 職業訓練に関する規定を職業能力の開発及び向上の促進に関する規定に改めるほか、所要の整備を行つたものである。

（再就職の援助）

第二十四条 国は、妊娠、出産又は育児を理由として退職した女子に対しその希望するときに再び雇用の機会が与えられるようにするため、職業指導、職業紹介、職業能力の再開発の措置その他の措置が効果的に関連して実施されるように配慮するものとする。

（要旨及び説明） 妊娠、出産又は育児を理由として退職した女子が再就職を希望する場合における国の援助について規定したものである。

（再雇用特別措置の普及等）

第二十五条 事業主は、妊娠、出産又は育児を理由として退職した女子について、必要に応じ、再雇用特別措置（当該女子であつて、その退職の際に、その就業が可能となつたときに当該退職に係る事業の事業主に再び雇用されることの希望を有する旨の申出をしていたものについて、当該事業主が、労働者の募集又は採用に当たつて特別の配慮をする措置をいう。）その他これに準ずる措置を実施するように努めなければならない。

2 国は、事業主に対して、前項の再雇用特別措置の普及を促進するため、必要な助言、指導その他の援助を

行うように努めるものとする。

（要旨及び説明）

妊娠、出産又は育児を理由として退職した女子が再就職を希望する場合における援助の一環として、事業主は、再雇用特別措置等を実施するように努めなければならないこととするとともに、その普及促進のための国の援助について規定したものである。

第七条中「勤労婦人が」を「女子労働者が」に、「勤労婦人その他関係者に対して」を「女子労働者に対して、」に、「勤労婦人の特性に適応した」を「かつ、これに基づく適切な」に、「行なう」を「行う」に改め、同条を第二十二条とする。

（要旨及び説明）

職業指導等に関する規定について所要の整備を行ったものである。

第六条の次に次の一章及び章名を加える。

第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の促進

第一節 事業主の講ずる措置等

（要旨及び説明）

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の促進に関する規定が新たに加えられることに伴い、新たな章を加えたものである。

(募集及び採用)

第七条 事業主は、労働者の募集及び採用について、女子に対して男子と均等な機会を与えるように努めなければならない。

(要旨及び説明)

事業主は、募集及び採用について、女子に対して男子と均等な機会を与えるように努めなければならないこととしたものである。

(配置及び昇進)

第八条 事業主は、労働者の配置及び昇進について、女子労働者に対して男子労働者と均等な取扱いをするように努めなければならない。

(要旨及び説明)

事業主は、労働者の配置及び昇進について、女子労働者に対して男子労働者と均等な取扱いをするように努めなければならないこととしたものである。

(教育訓練)

第九条 事業主は、労働者の業務の遂行に必要な基礎的な能力を付与するためのものとして労働省令で定める教育訓練について、労働者が女子であることを理由として、男子と差別的取扱いをしてはならない。

(要旨及び説明) 業務の遂行に必要な基礎的な能力を付与するための教育訓練等労働省令で定める一定の教育訓練について、事業主は、労働者が女子であることを理由として、男子と差別的取扱いをしてはならないこととしたものである。

(福利厚生)

第十条 事業主は、住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生の措置であつて労働省令で定めるものについて、労働者が女子であることを理由として、男子と差別的取扱いをしてはならない。

(要旨及び説明) 住宅資金の貸付け等労働省令で定める一定の福利厚生について、事業主は、労働者が女子であることを理由として男子と差別的取扱いをしてはならないこととしたものである。

(定年、退職及び解雇)

第十一条 事業主は、労働者の定年及び解雇について、労働者が女子であることを理由として、男子と差別的取扱いをしてはならない。

2 事業主は、女子労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

3 事業主は、女子労働者が婚姻し、妊娠し、出産し、又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項若しくは第二項の規定による休業をしたことを理由として、解雇してはならない。

(要旨及び説明) 事業主は、労働者の定年及び解雇について、労働者が女子であることを理由として、男子

と差別的取扱いをしてはならないこととともに、婚姻、妊娠又は出産を女子労働者の退職事由として定めてはならないものとし、併せて、婚姻、妊娠、出産又は産前産後休業を理由として女子労働者を解雇してはならないこととしたものである。

(指針)

第十二条 労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため必要があると認めるときは、第七条及び第八条に定める事項に関し、事業主が講ずるよう努めるべき措置についての指針(次項において「指針」という。)を定めることができる。

2 第六条第三項から第五項までの規定は指針の策定について、同条第四項及び第五項の規定は指針の変更に ついて準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(要旨及び説明) 労働大臣は、必要に応じ、募集、採用、配置及び昇進に関し、男女の均等な機会及び待遇

の確保のため事業主が講ずるよう努めるべき措置を具体的に明らかにする指針を、関係審議会の意見を聴いて定めることができることとしたものである。

(苦情の自主的解決)

第十三条 事業主は、第八条から第十一条までの規定に定める事項に関し、女子労働者から苦情の申出を受けるときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るように努めなければならない。

（要旨及び説明） 事業主は、配置、昇進、教育訓練、福利厚生及び定年・退職・解雇に関し、女子労働者から男女の均等な機会及び待遇についての苦情の申出を受けたときは、労使により構成される苦情処理機関に付議する等の方法により、自主的な解決に努めなければならないこととしたものである。

（紛争の解決の援助）

第十四条 都道府県婦人少年室長は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇に関する事業主の措置で労働省令で定めるものについての女子労働者と事業主（以下「関係当事者」という。）との間の紛争に関し、関係当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該関係当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

（要旨及び説明） 都道府県婦人少年室長は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇に関する労使間の紛争について、関係当事者から解決の援助を求められた場合には、必要な助言、指導又は勧告をすることができることとしたものである。

(調停の委任)

第十五条 都道府県婦人少年室長は、前条に規定する紛争（第七条に定める事項についての紛争を除く。）について、関係当事者の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるとき（関係当事者の一方から調停の申請があつた場合にあつては、他の関係当事者が調停を行うことを同意したときに限る。）は、機会均等調停委員会に調停を行わせるものとする。

(要旨及び説明)

都道府県婦人少年室長は、募集・採用を除く雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇に関する労使間の紛争について、関係当事者から調停の申請があつたときは、紛争解決のため、機会均等調停委員会に調停を行わせることとしたものである。

第二節 機会均等調停委員会

(設置)

第十六条 都道府県婦人少年室に、機会均等調停委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、前条の調停（以下この節において「調停」という。）を行う機関とする。

(要旨及び説明) 都道府県婦人少年室毎に、第十五条の調停を行う機関として、機会均等調停委員会を設置することとしたものである。

(組織)

第十七条 委員会は、委員三人をもつて組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、労働大臣が任命する。

(要旨及び説明) 委員会の組織は、労働大臣が任命する学識経験者三人で構成することとしたものである。

(調停)

第十八条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県婦人少年室の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

(要旨及び説明) 委員会は、調停に当たつて、必要に応じ、労働者団体又は事業主団体が指名した者から、当該事件についての意見を聴くこととしたものである。

第十九条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

(要旨及び説明) 委員会は、調停案を作成し、調停案の受諾を関係当事者に勧告することができることとしたものである。

第二十条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

（要旨及び説明） 委員会は、調停が行われている事件の解決のため、関係行政庁に、資料の提供その他の必要な協力を求めることができることとしたものである。

（労働省令への委任）

第二十一条 この節に定めるもののほか、委員会及び調停の手続に関し必要な事項は、労働省令で定める。

（要旨及び説明） 委員会及び調停の手続に関する規定は、この法律に定めるもののほか、労働省令で定めることとしたものである。

第三章 女子労働者の就業に関する援助の措置等

本則に次の一条を加える。

（適用除外）

第三十五条 第二章、第二十五条第一項及び同条第二項（第二十八条第二項において準用する場合を含む。）並びに第三十三条の規定は、国家公務員及び地方公務員に関して、適用しない。

(要旨及び説明) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇に関する事業主の措置、機会均等調停委員会、再雇用特別措置の普及等、育児休業の普及のための国の援助、報告の徴収並びに助言、指導及び勧告に関する規定は、国家公務員及び地方公務員に関しては適用しないこととしたものである。

(労働基準法の一部改正)

第二条 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六章 女子及び年少者」を「第六章 年少者
第六章の二 女子」に改める。

(要旨及び説明) 女子に関する規定について、年少者に関する規定と章を分けて規定することとしたことに

伴い、目次について所要の字句整理を行つたものである。

第四十一条中「及び第六章」を「第六章及び第六章の二」に、「左の」を「次の」に改め、同条第三号中「受けた者」を「受けたもの」に改める。

(要旨及び説明) 労働時間、休憩及び休日に関する規定の適用除外の規定について、「女子」の章を置くこ

ととしたことに伴い、所要の字句整理を行つたものである。

「第六章 女子及び年少者」を「第六章 年少者」に改める。

(要旨及び説明) 「女子」の章を置くこととしたことに伴い、所要の字句整理を行つたものである。

第六十条の見出し中「年少者の」を削る。

第六十一条を削り、第六十二条第一項中「又は女子」を削り、「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「労働に関する主務大臣」を「労働大臣」に改め、同条第四項中「第十三号、第十四号及び」を「若しくは第十三号若しくは」に改め、「若しくは中央労働基準審議会の議を経て命令で定める女子の健康及び福祉に有害でない業務」及び同項ただし書を削り、同条第五項中「第五十六条第二項本文」を「第五十六条第二項」に改め、同条を第六十一条とする。

（要旨及び説明）

女子及び年少者の深夜業の禁止に関する規定について、女子に関する部分を独立させることとしたことに伴い、所要の条文整理を行うとともに、所要の字句整理を行ったものである。

第六十三条第一項中「又は女子」を削り、「つかせ、」を「就かせ、」に、「つかせては」を「就かせては」に改め、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、「及び前項の一定の業務の範囲」を削り、同条第三項を削り、同条を第六十二条とする。

（要旨及び説明）

女子及び年少者の危険有害業務の就業制限に関する規定について、女子に関する部分を独立させることとしたことに伴い、所要の条文整理を行うとともに、所要の字句整理を行ったものである。

第六十四条中「又は女子」を削り、同条を第六十三条とし、同条の次に次の一条、章名及び四条を加える。

(要旨及び説明) 女子及び年少者に関する坑内労働の禁止に関する規定について、女子に関する部分を独立させることとしたことに伴い、所要の条文整理を行うとともに、所要の字句整理を行つたものである。

(帰郷旅費)

第六十四条 満十八才に満たない者が解雇の日から十四日以内に帰郷する場合においては、使用者は、必要な旅費を負担しなければならない。ただし、満十八才に満たない者がその責めに帰すべき事由に基づいて解雇され、使用者がその事由について行政官庁の認定を受けたときは、この限りでない。

(要旨及び説明)

女子及び年少者に対する帰郷旅費に関する規定について、満十八才以上の女子に対する、帰郷旅費を廃止することとしたことに伴い、所要の条文整理を行うとともに、所要の字句整理を行つたものである。

第六章の二 女子

(労働時間及び休日)

第六十四条の二 使用者は、満十八才以上の女子で第八条第一号から第五号までの事業に従事するものについては、第三十六条の協定による場合においても、一週間について六時間、一年について百五十時間を超えて時間外労働をさせ、又は休日に労働させてはならない。ただし、財産目録、貸借対照表又は損益計算書の作成その他決算のために必要な計算、書類の作成等の業務に従事させる場合には、一週間について六時間の制

限にかかわらず、二週間について十二時間を超えない範囲内で時間外労働をさせることができる。

使用者は、満十八才以上の女子で前項の事業以外の事業に従事するものについては、第三十六条の協定による場合においても、四週間を超えない範囲内で命令で定める週を単位とする期間について、六時間以上十二時間以下の範囲内で命令で定める時間に当該週を単位とする期間の週数を乗じて得た時間、一年について百五十時間以上三百時間以下の範囲内で命令で定める時間を超えて時間外労働をさせ、又は四週間について命令で定める日数以上の休日に労働させてはならない。

前項の命令は、同項の事業における労働による身体の負担の程度、同項の事業の事業活動の状況等を考慮し、かつ、女子の健康及び福祉に支障のない範囲内において、同項の事業の種類に応じて、定めるものとする。

第一項及び第二項の規定は、満十八才以上の女子のうち、労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者又は専門的な知識若しくは技術を必要とする業務に従事する者で、命令で定めるものに該当する者については、適用しない。

(要旨) 女子の労働時間及び休日の規制について、工業的業種に従事する者については現行の規制を若干緩和して存続し、その他の者については現行の規制を一定の限度の下に緩和するとともに、別に定める管理職及び専門職について規制を廃止することとしたものである。

(説明) 1 第八条第一号から第五号までの事業に従事する満十八才以上の女子について、一週間について六時間、一年について百五十時間を超えて時間外労働をさせてはならず、また、休日に労働させてはなら

ないこととしたものである。

2 1 以外の事業に従事する満十八才以上の女子について、時間外労働及び休日労働の制限を、労働による身体負担の程度、事業活動の状況等を考慮して命令で定めることとしたものである。

3 1 及び 2 の時間外労働及び休日労働の制限は、労働者の業務の遂行を指揮命令する者又は専門的な知識・技術を必要とする業務に従事する者で、命令で定めるものについては適用しないこととしたものである。

(深夜業)

第六十四条の三 使用者は、満十八才以上の女子を午後十時から午前五時までの間において使用してはならない。ただし、次の各号の一に該当する者については、この限りでない。

一 第八条第六号、第七号、第十三号若しくは第十四号又は電話の事業に従事する者

二 女子の健康及び福祉に有害でない業務で命令で定めるものに従事する者

三 前条第四項に規定する命令で定めるもの

四 品質が急速に変化しやすい食料品の製造又は加工の業務その他の当該業務の性質上深夜業が必要とされるものとして命令で定める業務に従事する者（一日の労働時間が、常時、通常の労働者の労働時間に比し相当程度短いものとして命令で定める時間以内であるものに限る。）

五 深夜業に従事することを使用者に申し出た者（命令で定める事業に従事するものに限る。）であつて、当該申出に基づき、命令で定めるところにより、使用者が行政官庁の承認を受けたもの

第六十一条第二項及び第三項の規定は、満十八才以上の女子の深夜業について準用する。この場合におい

て、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは、「第六十四条の三第一項」と読み替えるものとする。

前二項の規定は、第三十三条第一項の規定によつて労働時間を延長し、又は休日に労働させる場合について、適用しない。

(要旨) 現在深夜業が認められている満十八才以上の女子のほか、一定の女子について深夜業を認めることとしたものである。

(説明) 次の①から③までに該当する満十八歳以上の女子について、新たに深夜業を認めることとしたものである。

- ① 労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者又は専門的な知識若しくは技術を必要とする業務に従事する者で、命令で定めるものに該当する者
- ② 品質が急速に変化しやすい食料品の製造又は加工の業務等その性質上深夜業が必要とされるものとして命令で定める業務に従事する者（一日の労働時間が、常時、通常の労働者の労働時間に比し相当程度短いものとして命令で定める時間以内であるものに限る。）
- ③ 深夜業に従事することを使用者に申し出た者（命令で定める事業に従事する者に限る。）であつて、当該申出に基づき、命令で定めるところにより、使用者が行政官庁の承認を受けたもの

(坑内労働の禁止)

第六十四条の四 使用者は、満十八才以上の女子を坑内で労働させてはならない。ただし、臨時の必要のため坑内で行われる業務で命令で定めるものに従事する者（次条第一項に規定する妊産婦で命令で定めるものを除く。）については、この限りでない。

（要旨及び説明） 現在、全面的に禁止されている女子の坑内労働について、臨時の必要のため坑内で行われる業務で命令で定めるものに従事する満十八才以上の女子については、これを認めることとしたものである。

（妊産婦等に係る危険有害業務の就業制限）

第六十四条の五 使用者は、妊娠中の女子及び産後一年を経過しない女子（以下「妊産婦」という。）を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所における業務その他妊産婦の妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。

前項の規定は、同項に規定する業務のうち女子の妊娠又は出産に係る機能に有害である業務につき、命令で、妊産婦以外の女子に関して、準用することができる。

前二項に規定する業務の範囲及びこれらの規定によりこれらの業務に就かせてはならない者の範囲は、命令で定める。

（要旨） 妊娠中の女子及び産後一年を経過しない女子（以下「妊産婦」という。）並びに妊産婦以外の女子

について、妊娠出産機能に係る母性の保護の見地からみて、危険有害と認められる業務に就業させることを禁止することとしたものである。

（説明） 1 使用者は、妊産婦を妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならないこととしたものである。

2 1の業務のうち女子の妊娠出産機能に有害である業務については、妊産婦以外の女子についても就業を禁止することができることとしたものである。

3 1及び2の業務の範囲並びに当該業務に就かせてはならない妊産婦等の範囲を命令で定めることとしたものである。

第六十五条第一項中「六週間」の下に「（多胎妊娠の場合にあつては、十週間）」を加え、同条第二項中「六週間」を「八週間」に、「但し」を「ただし」に、「五週間」を「六週間」に改める。

（要旨及び説明） 産前休業の期間を多胎妊娠の場合十週間とし、また、産後休業の期間を八週間（うち強制六週間）とすることとしたものである。

第六十八条を削り、第六十七条の見出しを「（生理日の就業が著しく困難な女子に対する措置）」に改め、同条第一項中「又は生理に有害な業務に従事する女子」を削り、「生理休暇」を「休暇」に改め、「その者を」の下に「生理日に」を加え、同条第二項を削り、同条を第六十八条とする。

（要旨及び説明） 生理日の就業が著しく困難な女子が休暇を請求したときは、使用者はその者を生理日に就業させてはならないこととしたものである。

第六十六条第一項中「の外」を「のほか」に、「各く少くとも」を「各々少なくとも」に改め、同条を第六十七条とし、第六十五条の次に次の一条を加える。

第六十六条 使用者は、妊産婦が請求した場合においては、第三十三条第一項及び第三項並びに第三十六条の規定にかかわらず、時間外労働をさせてはならず、又は休日労働させてはならない。

使用者は、妊産婦が請求した場合においては、第六十四条の三第一項ただし書の規定にかかわらず、深夜業をさせてはならない。

（要旨及び説明） 使用者は、妊産婦が請求した場合には、時間外労働、休日労働又は深夜業をさせてはならないこととしたものである。

第七十条中「第六十三条」を「第六十二条及び第六十四条の五の年少者及び妊産婦等」に、「及び第六十四条」を「並びに第六十三条及び第六十四条の四の年少者及び女子」に、「別段の定」を「別段の定め」に、「第六十四条」を「第六十三条の年少者」に改め、「女子及び」を削り、「男子」を「者」に改める。

（要旨及び説明） 職業訓練に関する特例に関する規定について、女子に関する規定を改めたことに伴い、所

要の字句整理を行つたものである。

第九十八条第一項中「、都道府県労働局に地方労働基準審議会を」を削り、同条第二項中「中央労働基準審議会は」を「中央労働基準審議会は、」に改め、「、地方労働基準審議会は賃金の支払の確保等に関する法律、労働安全衛生法及び作業環境測定法の施行及び改正に関する事項並びに家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）に基づきその権限に属する事項を」を削り、同条第三項中「及び地方労働基準審議会（以下「労働基準審議会」という。）」、「中央労働基準審議会にあつては」、「、地方労働基準審議会にあつては都道府県労働局長の」及び「及び家内労働法に基づきその権限に属する事項」を削り、同条第四項中「労働基準審議会」を「中央労働基準審議会」に、「行政官庁が各々」を「労働大臣が各々」に改め、同条第五項中「労働基準審議会」を「中央労働基準審議会」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九十八条の二 この法律の施行及び改正に関する事項については、前条に定めるところによるほか、都道府県労働局に係る事項に関しては、当該都道府県労働局に置かれる地方労働審議会が審議するものとする。

前項に定めるもののほか、地方労働審議会は、労働者（家内労働者を含む。）に係る労働条件の基準に關しては、賃金の支払の確保等に関する法律、労働安全衛生法及び作業環境測定法の施行及び改正に関する事項並びに家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）に基づきその権限に属する事項を審議する。

地方労働審議会は、都道府県労働局長の諮問に應じて前二項に規定する事項を審議するほか、労働条件の基準及び家内労働法に基づきその権限に属する事項に關して関係行政官庁に建議することができる。

第百条第三項中「及び地方労働基準審議会」を削る。

（要旨及び説明） 地方職業安定審議会と地方労働基準審議会を統合し、地方労働審議会とすることとしたことに伴い、所要の規定の整備を行うこととしたものである。

第百条の二中「婦人少年主管局長」を「婦人主管局長」に改め、「及び年少者」を削る。

（要旨及び説明） 婦人少年主管局から年少労働関係事務を労働基準主管局に移管し、婦人少年主管局を婦人主管局とすることとしたことに伴い、所要の字句整理を行つたものである。

第百十五条の次に次の一条を加える。

（経過措置）

第百十五条の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

（要旨及び説明） この法律の規定に基づき命令を制定、改廃するときは、その命令で所要の経過措置を定めることができることとしたものである。

第百七条中「二千円以上三万円以下」を「五万円以上百万円以下」に改める。

第百十八条第一項中「又は第六十四条」を「第六十三條又は第六十四條の四」に、「一万円」を「二十万円」に改め、同条第二項中「基いて」を「基づいて」に、「第六十四条」を「第六十三條又は第六十四條の四」に改める。

第百十八條の二を削る。

第百十九條中「五千元」を「十萬元」に改め、同条第一号中「第十七條」の下に「第十八條第一項」を、「第三十六條ただし書」の下に「第三十七條」を加え、「第六十一條から第六十三條まで、第六十五條、第六十六條」を「第六十一條、第六十二條、第六十四條の二、第六十四條の三、第六十四條の五から第六十七條まで」に改め、同条第四号中「第六十三條」を「第六十二條又は第六十四條の五」に改める。

第百十九條の二を削る。

第百二十條中「五千元」を「十萬元」に改め、同条第一号中「若しくは第三項」の下に「第十八條第七項」を加え、「第二十三條（賃金の支払及び貯蓄金の返還に係る部分を除く。）、第二十七條」を「第二十三條から第二十七條まで」に、「第六十七條」を「第六十四條」に改め、同条第四号中「婦人少年主管局長」を「婦人主管局長」に改める。

（要旨及び説明） 罰則に関する規定について、女子に関する規定を改めたこと等に伴い、所要の字句整理を行うとともに罰金の額を現行水準に引き上げたものである。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中労働基準法第百条の二及び第二百十条第四号の改正規定並びに次条第一項、附則第三条及び附則第十七条（労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）第四条第三十号の次に一号を加える改正規定並びに同法第四条第三十二号及び第三十四号並びに第九条第一項の改正規定に限る。）の規定 昭和五十九年七月一日

二 第二条中労働基準法第九十八条の改正規定、同法第九十八条の次に一条を加える改正規定、同法第百条第三項の改正規定並びに附則第六条及び第十五条の規定 職業安定法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）の施行の日

（要旨及び説明） この法律の施行期日について規定したものである。この法律は、地方労働基準審議会と地方職業安定審議会の統合に関する規定等を除き、昭和六十一年四月一日から施行することとしたものである。

（労働基準法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律（前条各号に掲げる規定については、当該各規定。次条及び附則第十九条において同じ。）

の施行前に第二条の規定による改正前の労働基準法（これに基づく命令を含む。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は同条の規定による改正後の労働基準法（これに基づく命令を含む。）の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

2 産後六週間を経過する日がこの法律の施行前である女子については、第二条の規定による改正後の労働基準法第六十五条第二項の規定は、適用しない。

3 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の労働基準法第六十五条第二項ただし書の規定により就業するに至つた女子で、この法律の施行の際産後六週間を経過していないものについては、第二条の規定による改正後の労働基準法第六十五条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行前に解雇された満十八歳以上の女子が帰郷する場合における旅費の負担については、なお従前の例による。

（要旨及び説明） 労働基準法の改正規定の施行に伴う所要の経過措置を規定したものである。

第三条 この法律の施行前にした行為並びに前条第三項及び第四項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（要旨及び説明） この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとしたものである。

(健康保険法の一部改正)

第四条 健康保険法(大正十一年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五十条第二項中「前四十二日」の下に「(多胎妊娠ノ場合ニ於テハ七十日)」を加え、「以後四十二日」を「以後五十六日」に改める。

第六十九条の十八第一項中「前四十二日」の下に「(多胎妊娠の場合においては、七十日)」を加え、「以後四十二日」を「以後五十六日」に改める。

(要旨及び説明) 労働基準法の改正による産前産後休業期間の延長に合わせ、健康保険の出産手当金の給付

日数を増加させることとしたものである。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第五条 分べんの日がこの法律の施行の日の前四十二日以前の日である被保険者及び被保険者であつた者については、前条の規定による改正後の健康保険法第五十条第二項及び第六十九条の十八第一項の規定は、適用しない。

2 この法律の施行前に分べんの日後労務に服すに至つた被保険者及び被保険者であつた者で、この法律の施行の際同日以後四十二日を経過していないものについては、前条の規定による改正後の健康保険法第五十条第二項及び第六十九条の十八第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(要旨及び説明) 健康保険の出産手当金に関する改正規定の施行に伴い、所要の経過措置を規定したものである。

(職業安定法の一部改正)

第六条 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）の一部を次のように改正する。

第十二条の見出しを「（中央職業安定審議会等）」に改め、同条第一項、第三項及び第四項中「地方職業安定審議会」を「地方労働審議会」に改め、同条第六項及び第七項中「職業安定審議会」を「中央職業安定審議会等」に改め、同条第八項中「地方職業安定審議会」を「地方労働審議会」に改め、同条第九項中「職業安定審議会」を「中央職業安定審議会等」に改め、同条第十項中「の外、職業安定審議会」を「のほか、中央職業安定審議会等」に改める。

(要旨及び説明) 地方職業安定審議会と地方労働基準審議会を統合し、地方労働審議会とすることとしたことに伴い、職業安定法について所要の規定の整備を行つたものである。

(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正)

第七条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「第六十三條第二項」を「第六十二條第二項」に改める。

(要旨及び説明) 労働基準法の改正に伴い、所要の規定の整備を行つたものである。

(少年法の一部改正)

第八条 少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第三号中「少年についての第六十四条」を「第六十三条」に、「少年についての第六十二条又は第六十三条(第三項を除く。)、」を「第六十一条、第六十二条又は」に、「第百十九条第一号の罪、」を「第百十九条第一号の罪及び」に、「、少年についての第六十八条」を「又は第六十四条」に改める。

(要旨及び説明) 労働基準法の改正に伴い、所要の規定の整備を行つたものである。

(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正)

第九条 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第四十七条中「第六十八条」を「第六十四条」に改める。

(要旨及び説明) 労働基準法の改正に伴い、所要の規定の整備を行つたものである。

(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十条 附則第二条第四項の規定に該当する場合に關しては、前条の規定による改正後の国家公務員等の旅費に關する法律第四十七条中「第六十四条」とあるのは、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備等に關する法律附則第二条第四項」とする。

(要旨及び説明) 国家公務員等の旅費に關する法律の改正に伴う所要の経過措置を規定したものである。

(女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に關する法律の一部改正)

第十一条 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に關する法律(昭和三十年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「人事院規則又は条例でこれより長い産前の休業の期間を定めたときは、当該期間」を「多胎妊娠の場合にあつては、十週間とし、人事院規則又は条例でこれらの期間より長い産前の休業の期間を定めたときは、当該期間とする。」に、「産後六週間」を「産後八週間」に、「十二週間(人事院規則又は条例でこれより長い産前産後の休業の期間を定めたときは、当該期間)」を「十四週間(多胎妊娠の場合にあつては、十八週間とし、人事院規則又は条例でこれらの期間より長い産前産後の休業の期間を定めたときは、当該期間とする。)」に改める。

第五条中「六週間前」を「六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十週間)前」に、「産後六週間」を「産後八週間」に、「十二週間」を「十四週間(多胎妊娠の場合にあつては、十八週間)」に改める。

（要旨及び説明） 労働基準法の改正による産前産後休業期間の延長に伴い、所要の規定の整備を行つたものである。

（女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第三条の規定により臨時的に任用された者が、この法律の施行の際現に当該臨時的任用により勤務している場合における当該臨時的任用に係る任用の期間は、同条の規定にかかわらず、前条の規定による改正後の女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定する期間を経過する日までの期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、この法律の施行前に産後職務に復帰するに至つた国立又は公立の学校又は学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の二に規定する施設に勤務する女子教職員でこの法律の施行の際産後六週間（人事院規則又は条例でこれより長い産後の休業の期間を定めている場合にあっては、当該期間）を経過していないものの出産に際しての当該学校又は施設の教職員の職務を補助させるためにした臨時的任用に係る任用の期間については、なお従前の例による。

（要旨及び説明） 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律の改正に伴う所要の経過措置を規定したものである。

(社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正)

第十三条 社会福祉施設職員退職手当共済法(昭和三十六年法律第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項中「出産前六週間」の下に「(多胎妊娠の場合にあつては、十週間)」を加え、「出産後六週間」を「出産後八週間」に改める。

(要旨及び説明)

労働基準法の産前産後休業期間の延長に伴い、所要の規定の整備を行つたものである。

(社会福祉施設職員退職手当共済法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 出産後六週間を経過する日がこの法律の施行前である女子である被共済職員については、前条の規定による改正後の社会福祉施設職員退職手当共済法第十一条第三項の規定は、適用しない。

2 この法律の施行前に出産後社会福祉施設の業務に従事するに至つた女子である被共済職員で、この法律の施行の際出産後六週間を経過していないものについては、前条の規定による改正後の社会福祉施設職員退職手当共済法第十一条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(要旨及び説明)

社会福祉施設職員退職手当共済法の改正に伴う所要の経過措置を規定したものである。

(家内労働法の一部改正)

第十五条 家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「地方労働基準審議会」を「地方労働審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

第二十条第二項及び第二十二条第一項中「地方労働基準審議会」を「地方労働審議会」に改める。

第二十三条中「地方労働基準審議会」を「地方労働審議会」に、「きく」を「聴く」に改める。

附則第二条第一項中「地方労働基準審議会」を「地方労働審議会」に、「きいて」を「聴いて」に改める。

（要旨及び説明） 地方職業安定審議会と地方労働基準審議会を統合し、地方労働審議会とすることとしたことに伴い、所要の規定の整備を行つたものである。

（職業安定法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十六条 職業安定法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

第九条のうち、労働省設置法第十条第一項及び第二項の改正規定（同条第一項に係る部分に限る。）中「第三十一号、第三十二号」を「第三十号の二、第三十一号」に改める。

附則第七条の次に次の一条を加える。

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律の一部改正）

第七条の二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条及び第十五条中「都道府県婦人少年室長」を「都道府県労働局長」に改める。

第十六条第一項中「都道府県婦人少年室」を「都道府県労働局」に改める。

第十七条第二項中「労働大臣」を「都道府県労働局長」に改める。

第十八条中「都道府県婦人少年室」を「都道府県労働局」に改める。

第三十三条第二項及び第三十四条第一項中「都道府県婦人少年室長」を「都道府県労働局長」に改める。
附則第十条中「都道府県労働基準局長」の下に「、都道府県婦人少年室長」を加える。

附則第十四条中「及び地方家内労働審議会」を「、地方家内労働審議会及び機会均等調停委員会」に改める。

（要旨及び説明） 都道府県労働局の設置に伴う所要の規定の整備を行つたものである。

（労働省設置法の一部改正）

第十七条 労働省設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三十号の次に次の一号を加える。

三十の二 勤労青少年福祉対策基本方針を定めるほか、勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）の施行に関することその他勤労青少年の福祉に関すること。

第四条第三十一号中「勤労婦人福祉対策基本方針」を「女子労働者福祉対策基本方針」に、「勤労婦人福祉法」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」

に改め、同条第三十二号を次のように改める。

三十二 削除

第四条第三十四号中「前三号」を「第三十一号及び前号」に、「婦人及び年少労働者」を「婦人労働者」に改める。

第五条第四十一号中「勤労婦人福祉法」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」に、「勤労婦人福祉対策基本方針」を「女子労働者福祉対策基本方針、事業主が講ずるよう努めるべき措置についての指針」に改める。

第九条第一項中「第三十一号から第三十三号まで」を「第三十号の二、第三十一号、第三十三号」に、「その他婦人及び年少労働者」を「その他婦人労働者」に改める。

第十条第一項中「勤労婦人福祉法」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」に改める。

(要旨及び説明) 勤労婦人福祉法及び労働基準法を改正したことに伴い、所要の規定の整備を行ったものである。

(運輸省設置法の一部改正)

第十八条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二十四号の二の二中「船員に係る勤労婦人福祉対策基本方針」を「雇用の分野における男

女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）に基づいて、船員に関して女子労働者福祉対策基本方針及び事業主が講ずるよう努めるべき措置についての指針」に改める。

第五十七条第一項中「勤労婦人福祉法（昭和四十七年法律第百十三号）」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」に、「基く」を「基づく」に改める。

（要旨及び説明） 勤労婦人福祉法を改正したことに伴い、所要の規定の整備を行つたものである。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（要旨及び説明） この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めることとしたものである。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進
するための労働省関係法律の整備等に関する法律案参照条文

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進
するための労働省関係法律の整備等に関する法律案参照条文

目次

一	日本國憲法（抄）	1
二	民法（抄）	2
三	国家公務員法（抄）	3
四	地方公務員法（抄）	7
五	労働基準法（抄）	9
六	職業安定法（抄）	18
七	職業訓練法（抄）	19
八	労働組合法（抄）	21
九	船員職業安定法（抄）	22
十	船員法（抄）	23

十一	母子保健法（抄）	24
----	----------	----

十二	義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、 保母等の育児休業に関する法律（抄）	25
----	---	----

一 日本國憲法（昭和二十一年十一月三日）（抄）

第十四条　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的關係において、差別されない。

（第二項第三項　略）

第二十二條　何人も、公共福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

②　何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

二 民法（明治二十九年法律第八十九号）（抄）

第一条ノ二 本法ハ個人ノ尊厳ト両性ノ本質的平等トヲ旨トシテ之ヲ解釈スヘシ

第九十条 公ノ秩序又ハ善良ノ風俗ニ反スル事項ヲ目的トスル法律行為ハ無効トス

第七百八条 不法ノ原因ノ為メ給付ヲ為シタル者ハ其給付シタルモノノ返還ヲ請求スルコトヲ得ス但不法ノ原因
カ受益者ニ付テノミ存シタルトキハ此限ニ在ラス

第七百九条 故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ權利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス

三 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抄）

（一般職及び特別職）

第二条 国家公務員の職は、これを一般職と特別職とに分つ。

② 一般職は、特別職に属する職以外の国家公務員の一切の職を包含する。

③ 特別職は、左に掲げる職員の職とする。

一 内閣総理大臣

二 国務大臣

三 人事官及び検査官

四 内閣法制局長官

五 内閣官房副長官

六 総理府総務副長官

七 政務次官

八 内閣総理大臣秘書官（三人以内）及びその他の秘書官（国務大臣又は特別職たる機関の長の各々につき一

人）

九 就任について選挙によることを必要とし、あるいは国会の両院又は一院の議決又は同意によることを必要とする職員

十 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫、式部官長及び侍従次長並びに法律又は人事院規則で指定する宮内庁のその他の職員

十一 特命全権大使、特命全権公使、特派大使、政府代表、全権委員、政府代表又は全権委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全権委員の顧問及び随員

十一の二 日本ユネスコ国内委員会の委員

十二 日本学士院会員

十三 裁判官及びその他の裁判所職員

十四 国会職員

十五 国会議員の秘書

十六 防衛庁の職員（防衛施設庁の総務部に置かれる調停官、防衛施設庁の労務部に勤務する職員並びに自衛隊離職者就職審査会、防衛施設中央審議会及び防衛施設地方審議会の委員を除く。）

十七 削除

十八 失業対策事業のため公共職業安定所から失業者として紹介を受けて国が雇用した職員及び公共事業のため

め失業者として国が雇用した職員で、技術者、技能者、監督者及び行政事務を担当する者以外の者

- ④ この法律の規定は、一般職に属するすべての職（以下その職を官職といい、その職を占める者を職員という。）に、これを適用する。人事院は、ある職が、国家公務員の職に属するかどうか及び本条に規定する一般職に属するか特別職に属するかを決定する権限を有する。

- ⑤ この法律の規定は、この法律の改正法律により、別段の定がなされない限り、特別職に属する職には、これを適用しない。

- ⑥ 政府は、一般職又は特別職以外の勤務者を置いてその勤務に対し俸給、給料その他の給与を支払つてはならぬ。

- ⑦ 前項の規定は、政府又はその機関と外国人の間に、個人的基礎においてなされる勤務の契約には適用されない。

（平等取扱の原則）

第二十七条 すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は第三十八条第五号に規定する場合を除くの外政治的意見若しくは政治的所属関係によつて、差別されてはならない。

（欠格条項）

第三十八條 左の各号の一に該当する者は、人事院規則の定める場合を除くの外、官職に就く能力を有しない。

一 禁治産者及び準禁治産者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

四 人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、第百九条から第百十一条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(服務の根本基準)

第九十六條 すべて職員は、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に當つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

② 前項に規定する根本基準の実施に関し必要な事項は、この法律に定めるものを除いては、人事院規則でこれを定める。

四 地方公務員法（昭和二十五年十二月十三日法律第二六一号）（抄）

（一般職に属する地方公務員及び特別職に属する地方公務員）

第三条 地方公務員の職は、一般職と特別職とに分ける。

2 一般職は、特別職に属する職以外の一切の職とする。

3 特別職は、左に掲げる職とする。

一 就任について公選又は地方公共団体の議会の選挙、議決若しくは同意によることを必要とする職

一の二 地方開発事業団の理事長、理事及び監事の職

一の三 地方公営企業の管理者及び企業団の企業長の職

二 法令又は条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程により設けられた委員及び委員会（審議会その他これに準ずるものを含む。）の構成員の職で臨時又は非常勤のもの

三 臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者の職

四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの

五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

六 失業対策事業若しくは公共事業又は炭鉱離職者緊急就労対策事業のため公共職業安定所から失業者又は炭

鉉離職者として紹介を受けて地方公共団体が雇用した者で、技術者、技能者、監督者及び行政事務を担当する者以外のものの職

(平等取扱の原則)

第十三条 すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われなければならない。人種、信条、性別、社会的身分若しくは門地によつて、又は第十六条〔欠格条項〕第五号に規定する場合を除く外、政治的意見若しくは政治的所屬關係によつて差別されてはならない。

(給与、勤務時間その他の勤務条件の根本基準)

第二十四条 職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。

2 前項の規定の趣旨は、できるだけすみやかに達成されなければならない。

3 職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない。

4 職員は、他の職員の職を兼ねる場合においても、これに対して給与を受けてはならない。

5 職員の勤務時間その他職員の給与以外の勤務条件を定めるに当つては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない。

6 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

五 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）（抄）

（労働条件の原則）

第一条 労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。

この法律で定める労働条件の基準は最低のものであるから、労働関係の当事者は、この基準を理由として労働条件を低下させてはならないことはもとより、その向上を図るよう努めなければならない。

（均等待遇）

第三条 使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件について、差別的取扱をしてはならない。

（男女同一賃金の原則）

第四条 使用者は、労働者が女子であることを理由として、賃金について、男子と差別的取扱をしてはならない。

（適用事業の範囲）

第八条 この法律は、左の各号の一に該当する事業又は事務所について適用する。但し、同居の親族のみを使用する事業若しくは事務所又は家事使用人については適用しない。

一 物の製造、改造、加工、修理、浄洗、選別、包装、装飾、仕上、販売のためにする仕立、破壊若しくは解

体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。）

二 鉱業、石切業その他土石又は鉱物採取の事業

三 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業

四 道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業

五 船きよ、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱の事業

六 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業

七 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業

八 物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業

九 金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業

十 映画の製作又は映写、演劇その他興業の事業

十一 郵便、電信又は電話の事業

十二 教育、研究又は調査の事業

十三 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業

十四 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業

十五 焼却、清掃又は、と殺の事業

十六 前各号に該当しない官公署

十七 その他命令で定める事業又は事務所

(定義)

第九条 この法律で労働者とは、職業の種類を問わず、前条の事業又は事務所（以下事業という。）に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。

第十条 この法律で使用者とは、事業主又は事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為をするすべての者をいう。

第十一条 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

第十二条 この法律で平均賃金とは、これを算定すべき事由の発生した日以前三箇月間にその労働者に対し支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額をいう。但し、その金額は、左の各号の一によつて計算した金額を下つてはならない。

一 賃金が、労働した日若しくは時間によつて算定され、又は出来高払制その他の請負制によつて定められた場合においては、賃金の総額をその期間中に労働した日数で除した金額の百分の六十

二 賃金の一部が、日、週〔註2参照〕その他一定の期間によつて定められた場合においては、その部分の総

額をその期間の総日数で除した金額と前号の金額の合算額

前項の期間は、賃金締切日がある場合においては、直前の賃金締切日から起算する。

前二項に規定する期間中に、左の各号の一に該当する期間がある場合においては、その日数及びその期間中の賃金は、前二項の期間及び賃金の総額から控除する。

一 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業した期間

二 産前産後の女子が第六十五条「産前産後の就業禁止」の規定によつて休業した期間

三 使用者の責に帰すべき事由によつて休業した期間

四 試の使用期間

第一項の賃金の総額には、臨時に支払われた賃金及び三箇月を超える期間ごとに支払われる賃金並びに通貨以外のもので支払われた賃金で一定の範囲に属しないものは算入しない。

賃金が通貨以外のもので支払われる場合、第一項の賃金の総額に算入すべきものの範囲及び評価に関し必要な事項は、命令で定める。

雇入後三箇月に満たない者については、第一項の期間は、雇入後の期間とする。

日日雇い入れられる者については、その従事する事業又は職業について、労働に関する主務大臣の定める金額を平均賃金とする。

第一項乃至第六項によつて算定し得ない場合の平均賃金は、労働に関する主務大臣の定めるところによる。

(解雇制限)

第十九条 使用者は、労働者が業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後三十日間並びに産前産後の女子が第六十五条〔産前産後〕の規定によつて休業する期間及びその後三十日間は、解雇してはならない。但し、使用者が、第八十一条〔打切補償〕の規定によつて打切補償を支払う場合又は天災事変その他やむを得ない事由のために事業の継続が不可能となつた場合においては、この限りでない。

② 前項但書後段の場合においては、その事由について行政官庁の認定を受けなければならない。

(労働時間)

第三十二条 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間、一週間について四十八時間を超えて、労働させてはならない。

② 使用者は、就業規則その他により、四週間を平均し一週間の労働時間が四十八時間を超えない定をした場合においては、その定により前項の規定にかかわらず、特定の日において八時間又は特定の週において四十八時間を超えて、労働させることができる。

第三十三条 災害その他避けることのできない事由によつて、臨時の必要がある場合においては、使用者は、行政官庁の許可を受けて、その必要の限度において前条若しくは第四十条〔労働時間及び休憩の特例〕の労働時

間を延長し、又は第三十五条「休日」の休日に労働させることができる。但し、事態急迫のために行政官庁の許可を受ける暇がない場合においては、事後に遅滞なく届け出なければならない。

② 前項但書の規定による届出があつた場合において、行政官庁がその労働時間の延長又は休日の労働を不適当と認める場合においては、その後その時間に相当する休憩又は休日を与えるべきことを、命ずることができる。

公務のために臨時の必要がある場合においては、第一項の規定にかかわらず、第八条「適用事業の範囲」第十六号の事業に従事する官吏、公吏その他の公務員については、前条若しくは第四十条の労働時間を延長し、又は第三十五条の休日に労働させることができる。

（休日）

第三十五条 使用者は、労働者に対して、毎週少くとも一回の休日を与えなければならない。

前項の規定は、四週間を通じ四日以上の上の休日を与える使用者については適用しない。

（時間外及び休日の労働）

第三十六条 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、第三十二条「労働時間」若しくは第四十条「労働時間及び休

憩の特例」の労働時間又は前条の休日に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。但し、坑内労働その他命令で定める健康上特に有害な業務の労働時間の延長は、一日について二時間を超えてはならない。

註 「命令」ニ本法施行規則一八条

(時間外、休日及び深夜の割増賃金)

第三十七条 使用者が、第三十三条〔非常又は公務による労働時間の延長及び休日労働〕若しくは前条の規定によつて労働時間を延長し、若しくは休日に労働させた場合又は午後十時から午前五時（労働に関する主務大臣が必要であると認める場合においては、その定める地域又は期間については午後十一時から午前六時）までの間において労働させた場合においては、その時間又はその日の労働については、通常の労働時間又は労働日の賃金の計算額の二割五分以上の率で計算した割増賃金を支払わなければならない。

② 前項の割増賃金の基礎となる賃金には、家族手当、通勤手当その他命令で定める賃金は算入しない。

(適用の除外)

第四十一条 この章及び第六章〔女子及び年少者〕で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。

一 第八条〔適用事業の範囲〕第六号又は第七号の事業に従事する者

二 事業の種類にかかわらず監督若しくは管理の地位にある者又は機密の事務を取り扱う者

三 監視又は断続的労働に従事する者で、使用者が行政官庁の許可を受けた者

(作成及び届出の義務)

第八十九条 常時十人以上の労働者を使用する使用者は、左の事項について就業規則を作成し、行政官庁に届け出なければならない。これを変更した場合においても同様である。

一 始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて交替に就業させる場合においては就業時転換に関する事項

二 賃金の決定、計算及び支払方法、賃金の締切及び支払の時期並びに昇給に関する事項

三 退職に関する事項

四 退職手当その他の手当、賞与及び最低賃金額の定をする場合においては、これに関する事項

五 労働者に食費、作業用品その他の負担をさせる定をする場合においては、これに関する事項

六 安全及び衛生に関する定をする場合においては、これに関する事項

七 職業訓練に関する定めをする場合においては、これに関する事項

八 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する定をする場合においては、これに関する事項

九 表彰及び制裁の定をする場合においては、その種類及び程度に関する事項

十 前各号の外、当該事業場の労働者のすべてに適用される定をする場合においては、これに関する事項

- ② 使用者は、必要がある場合においては、賃金、安全及び衛生又は災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項については、各々別に規則を定めることができる。

(法令及び労働協約との関係)

第九十二条 就業規則は、法令又は当該事業場について適用される労働協約に反してはならない。

- ② 行政官庁は、法令又は労働協約に抵触する就業規則の変更を命ずることができる。

(国の援助義務)

第一百五条の二 労働大臣又は都道府県労働基準局長は、この法律の目的を達成するために、労働者及び使用者に対して資料の提供その他必要な援助をしなければならない。

(命令の制定)

第百十三条 この法律に基いて発する命令は、その草案について、公聴会で労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者の意見を聴いて、これを制定する。

六 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）（抄）

（均等待遇）

第三条 何人も、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として、職業紹介、職業指導等について、差別的取扱を受けることがない。但し、労働組合法（昭和二十四年六月法律第一七四号）の規定によつて、雇用主と労働組合との間に締結された労働協約に別段の定のある場合は、この限りでない。

七 職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号）（抄）

（職業訓練及び技能検定の基本理念）

第三条 職業に必要な労働者の能力を開発し、及び向上させることが、職業の安定及び労働者の地位の向上のためには不可欠であるとともに、経済及び社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、職業訓練は、労働者各人の希望、適性、職業経験等の条件に応じつつ雇用及び産業の動向、技術の進歩、産業構造の変動等に即応できるものであつて、その職業生活の全期間を通じて段階的かつ体系的に行われることを、また、技能検定は、職業に必要な労働者の能力についてその到達した段階ごとの評価が適正に行われることを基本理念とする。

2 職業訓練及び技能検定は、前項の基本理念に従つて、相互に密接な関連の下に行われなければならない。

3 職業訓練は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による学校教育との重複を避け、かつ、これとの密接な関連のもとに行なわれなければならない。

4 職業訓練と青年学級振興法（昭和二十八年法律第二百十一号）による教育とは、重複しないように行なわれなければならない。

5 青少年に対する職業訓練は、特に、その個性に応じ、かつ、その適性を生かすように配慮して行なわれなければならない。

6 身体に障害がある者等に対する職業訓練は、特にこれらの者の身体的事情等に配慮して行なわれなければならない。

(関係者の責務)

第四条 事業主は、その雇用する労働者に対し、必要な職業訓練を行うとともに、その労働者が職業訓練又は技能検定を受けることを容易にするために必要な援助を行うように努めなければならない。

2 国及び都道府県は、事業主その他の関係者に対して必要な援助等を行うことにより事業主その他の関係者の行う職業訓練の振興及び内容の充実を図るよう努めるとともに、職業を転換しようとする労働者その他職業に必要な能力の開発及び向上について特に援助を必要とする者に対する職業訓練並びに事業主、事業主の団体等により行われる職業訓練の状況等にかんがみ必要とされる職業訓練の実施並びに技能検定の円滑な実施に努めなければならない。

八 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）（抄）

（労働組合として設立されたものの取扱）

第五条 労働組合は、労働委員会に証拠を提出して第二条〔労働組合〕及び第二項の規定に適合することを立証しなければ、この法律に規定する手続に参与する資格を有せず、且つ、この法律に規定する救済を与えられない。但し、第七条〔不当労働行為〕第一号の規定に基く個々の労働者に対する保護を否定する趣旨に解釈されるべきではない。

2 労働組合の規約には、左の各号に掲げる規定を含まなければならない。

一 名称

二 主たる事務所の所在地

三 連合団体である労働組合以外の労働組合（以下「単位労働組合」という。）の組合員は、その労働組合のすべての問題に参与する権利及び均等の取扱を受ける権利を有すること。

四 何人も、いかなる場合においても、人種、宗教、性別、門地又は身分によつて組合員たる資格を奪われな
ること。

（第五号から九号まで 略）

九 船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）（抄）

（定義）

第六条 この法律で「船員」とは、船員法（昭和二十二年法律第百号）による船員及び同法による船員でない者で日本船舶以外の船舶に乗り組むものをいう。

（第二項から第六項まで 略）

十 船員法（昭和二十二年法律第百号）（抄）

（船員）

第一条 この法律で船員とは、日本船舶又は日本船舶以外の命令の定める船舶に乗り組む船長及び海員並びに予備船員をいう。

② 前項に規定する船舶には、左の船舶を含まない。

一 総トン数五トン未満の船舶

二 湖、川又は港のみを航行する船舶

三 政令の定める総トン数三十トン未満の漁船

③ 前項第二号の港の区域は、港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）に基づく港の区域の定めのあるものについては、その区域によるものとする。ただし、運輸大臣は、政令で定めるところにより、特に港を指定し、これと異なる区域を定めることができる。

十一 母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）（抄）

（保健指導）

第十条 都道府県知事は、妊産婦又は乳児若しくは幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行ない、又は医師、歯科医師、助産婦若しくは保健婦について保健指導を受けることを勧奨しなければならない。

第十三条 前条の健康診査のほか、都道府県知事は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行ない、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

十二 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和五十年法律第十九号）（抄）

（育児休業の許可）

第三条 国立及び公立の義務教育諸学校等の女子の教育職員並びに国及び地方公共団体の運営する医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等（常時勤務を要しない職にある者、臨時的に任用された者及び条件付採用期間中の者を除く。以下「女子教育公務員等」と総称する。）で、その一歳に満たない子を養育するものは、当該子の養育のため、任命権者に対し、育児休業の許可を申請することができる。この場合における育児休業の許可の申請は、休業しようとする期間を明らかにしてしなければならない。

2 任命権者は、前項の許可の申請があつたときは、第十五条第一項に規定する臨時的任用が著しく困難な事情がある場合を除き、育児休業の許可をしなければならない。

3 任命権者は、第一項の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る子について当該申請をした女子教育公務員等に対して既に育児休業の許可をしたことがあるときは、前項の規定にかかわらず、育児休業の許可をしないものとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

（育児休業の期間）

第四条 育児休業の期間は、任命権者が定める日に始まり、その始まる日から当該育児休業に係る子が一歳に達する日までの間において任命権者が定める日に終わる。

2 任命権者が育児休業の期間を定めるときは、当該女子教育公務員等の申請を尊重するように努めなければならない。

3 任命権者は、女子教育公務員等から申請があつたときは、育児休業に係る子が一歳に達する日までの期間を限度として、当該育児休業の期間を延長することができる。この場合における期間の延長は、特別の事情がないときは、一回に限るものとする。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を
促進するための労働省関係法律の整備等に関する法律案
新旧対照表

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための
労働省関係法律の整備等に関する法律案新旧対照表

目次

一	勤労婦人福祉法	1
二	労働基準法	19
三	健康保険法	39
四	職業安定法	40
五	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	43
六	少年法	45
七	国家公務員等の旅費に関する法律	46
八	女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律	47
九	社会福祉施設職員退職手当共済法	49
十	家内労働法	50
十一	職業安定法等の一部を改正する法律	53
(一)	労働省設置法関係	53
(二)	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律関係	54
(三)	附則関係	58

一 勤労婦人福祉法（昭和四十七年法律第百十三号）

改正案		現行
雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保 等女子労働者の福祉の増進に関する法律		勤労婦人福祉法
目次		目次
第一章 総則（第一条―第六条）	第一章 総則（第一条―第五条）	
第二章 雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保の促進	第二章 勤労婦人福祉対策基本方針（第六条）	
第一節 事業主の講ずる措置等（第七条―第十五条）		
第二節 機会均等調停委員会（第十六条―第二十一条）		
第三章 女子労働者の就業に関する援助の措置等（第二十二條―第三十一条）	第三章 福祉の措置（第七条―第十二条）	
第四章 雑則（第三十二條―第三十五条）	第四章 福祉施設（第十三条・第十四条）	
附則	第五章 雑則（第十五条―第十七条）	
	附則	

(目的)

第一条 この法律は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するとともに、女子労働者について、職業能力の開発及び向上、再就職の援助並びに職業生活と家庭生活との調和を図る等の措置を推進し、もつて女子労働者の福祉の増進と地位の向上を図ることを目的とする。

(基本的理念)

第二条 女子労働者は、経済及び社会の発展に寄与する者であり、かつ、家庭の一員として次代を担う者の生育について重要な役割を有する者であることにかんがみ、女子労働者が母性を尊重されつつしかも性別により差別されることなくその能力を有効に發揮して充実した職業生活を営み、及び職業生活と家庭生活との調和を図ることができるよう配慮されるものとする。

第三条 女子労働者は、労働に従事する者としての自覚の下に、自ら進んで、その能力の開発及び向上を図り、これを職業生活において發揮するように努めなければ

(目的)

第一条 この法律は、勤労婦人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、勤労婦人について、職業指導の充実、職業訓練の奨励、職業生活と育児、家事その他の家庭生活との調和の促進、福祉施設の設置等の措置を推進し、もつて勤労婦人の福祉の増進と地位の向上を図ることを目的とする。

(基本的理念)

第二条 勤労婦人は、次代をになう者の生育について重大な役割を有するとともに、経済及び社会の発展に寄与する者であることにかんがみ、勤労婦人が職業生活と家庭生活との調和を図り、及び母性を尊重されつつしかも性別により差別されることなくその能力を有効に發揮して充実した職業生活を営むことができるように配慮されるものとする。

第三条 勤労婦人は、労働に従事する者としての自覚をもち、みずからすすんで、その能力を開発し、これを職業生活において發揮するように努めなければならな

ならぬ。

(関係者の責務)

第四条 事業主並びに国及び地方公共団体は、前二条に規定する基本的理念が具現されるように配慮して、女子労働者の福祉を増進するように努めなければならない。

(啓発活動)

第五条 国及び地方公共団体は、女子労働者の福祉について国民の関心と理解を深め、かつ、女子労働者の労働に従事する者としての意識を高めるとともに、特に、女子労働者の能力の有効な発揮を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

う。

(関係者の責務)

第四条 事業主は、その雇用する勤労婦人の福祉を増進するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、勤労婦人の福祉を増進するように努めなければならない。

3 事業主がその雇用する勤労婦人の福祉の増進のための措置を講じ、又は国若しくは地方公共団体が勤労婦人の福祉の増進のための施策を講ずるにあつては、事業主又は国若しくは地方公共団体は、その措置又は施策を通じて、前二条に規定する基本的理念が具現されるように配慮しなければならない。

(啓発活動)

第五条 国及び地方公共団体は、勤労婦人の福祉について国民の関心と理解を深め、かつ、勤労婦人の労働に従事する者としての意識を高めるとともに、とくに、勤労婦人の能力の有効な発揮を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行なうものとする。

(女子労働者福祉対策基本方針)

第六条 労働大臣は、女子労働者の福祉に関する施策の

基本となるべき方針（以下「女子労働者福祉対策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 女子労働者福祉対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 女子労働者の職業生活及び家庭生活の動向に関する事項

二 女子労働者の福祉の増進について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 女子労働者福祉対策基本方針は、女子労働者の労働条件、意識及び就業の実態等を考慮して定められなければならない。

4 労働大臣は、女子労働者福祉対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、政令で定める審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

第二章 勤労婦人福祉対策基本方針

第六条 労働大臣は、勤労婦人の福祉に関する施策の基

本となるべき方針（以下「勤労婦人福祉対策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 勤労婦人福祉対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 勤労婦人の職業生活及び家庭生活の動向に関する事項

二 勤労婦人の福祉の増進について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 勤労婦人福祉対策基本方針は、勤労婦人の労働条件、意識並びに年齢別及び配偶の関係別の就業状況等を考慮して定められなければならない。

4 労働大臣は、勤労婦人福祉対策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、政令で定める審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 労働大臣は、女子労働者福祉対策基本方針を定めるときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前二項の規定は、女子労働者福祉対策基本方針の変更について準用する。

第二章 雇用の分野における男女の均等な機会及

び待遇の確保の促進

第一節 事業主の講ずる措置等

(募集及び採用)

第七条 事業主は、労働者の募集及び採用について、女子に対して男子と均等な機会を与えるように努めなければならない。

(配置及び昇進)

第八条 事業主は、労働者の配置及び昇進について、女子労働者に対して男子労働者と均等な取扱いをするように努めなければならない。

(教育訓練)

第九条 事業主は、労働者の業務の遂行に必要な基礎的な能力を付与するためのものとして労働省令で定める

5 労働大臣は、勤労婦人福祉対策基本方針を定めるときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前二項の規定は、勤労婦人福祉対策基本方針の変更について準用する。

教育訓練について、労働者が女子であることを理由として、男子と差別的取扱いをしてはならない。

(福利厚生)

第十条 事業主は、住宅資金の貸付けその他これに準ずる福利厚生措置であつて労働省令で定めるものについて、労働者が女子であることを理由として、男子と差別的取扱いをしてはならない。

(定年、退職及び解雇)

第十一条 事業主は、労働者の定年及び解雇について、労働者が女子であることを理由として、男子と差別的取扱いをしてはならない。

2 事業主は、女子労働者が婚姻し、妊娠し、又は出産したことを退職理由として予定する定めをしてはならない。

3 事業主は、女子労働者が婚姻し、妊娠し、出産し、又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項若しくは第二項の規定による休業をしたことを理由として、解雇してはならない。

(指針)

第十二条 労働大臣は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇が確保されることを促進するため必要があると認めるときは、第七条及び第八条に定める事項に関し、事業主が講ずるよう努めるべき措置についての指針（次項において「指針」という。）を定めることができる。

2

第六条第三項から第五項までの規定は指針の策定について、同条第四項及び第五項の規定は指針の変更にについて準用する。この場合において、同条第四項中「聴くほか、都道府県知事の意見を求める」とあるのは、「聴く」と読み替えるものとする。

(苦情の自主的解決)

第十三条 事業主は、第八条から第十一条までの規定に定める事項に関し、女子労働者から苦情の申出を受けたときは、苦情処理機関（事業主を代表する者及び当該事業場の労働者を代表する者を構成員とする当該事業場の労働者の苦情を処理するための機関をいう。）

に対し当該苦情の処理をゆだねる等その自主的な解決を図るよう努めなければならない。

（紛争の解決の援助）

第十四条 都道府県婦人少年室長は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇に関する事業主の措置で労働省令で定めるものについての女子労働者と事業主（以下「関係当事者」という。）との間の紛争に関し、関係当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該関係当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

（調停の委任）

第十五条 都道府県婦人少年室長は、前条に規定する紛争（第七条に定める事項についての紛争を除く。）について、関係当事者の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認めるとき（関係当事者の一方から調停の申請があつた場合にあつては、他の関係当事者が調停を行うことを同意したときに限る。）は、機会均等調停委員

会に調停を行わせるものとする。

第二節 機会均等調停委員会

(設置)

第十六条 都道府県婦人少年室に、機会均等調停委員会

(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、前条の調停(以下この節において「調停」という。)を行う機関とする。

(組織)

第十七条 委員会は、委員三人をもつて組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、労働大臣が任命する。

(調停)

第十八条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県婦人少年室の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くものとする。

第十九条 委員会は、調停案を作成し、関係当事者に対しその受諾を勧告することができる。

第二十条 委員会は、当該委員会に係属している事件の解決のために必要があると認めるときは、関係行政庁に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。

(労働省令への委任)

第二十一条 この節に定めるもののほか、委員会及び調停の手續に關し必要な事項は、労働省令で定める。

第三章 女子労働者の就業に關する援助の措置等

(職業指導等)

第二十二条 職業安定機関は、女子労働者がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を選択し、及び職業に適應することを容易にするため、女子労働者に対して、雇用情報、職業に關する調査研究の成果等を提供し、かつ、これに基づく適切な職業指導を行う等必要な措置を講ずるものとする。

(職業能力の開発及び向上の促進)

第三章 福祉の措置

(職業指導等)

第七条 職業安定機関は、勤労婦人がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を選択し、及び職業に適應することを容易にするため、勤労婦人その他関係者に対して雇用情報、職業に關する調査研究の成果等を提供し、勤労婦人の特性に適應した職業指導を行なう等必要な措置を講ずるものとする。

(職業訓練)

第二十三条 国、都道府県及び雇用促進事業団は、女子労働者が職業能力の開発及び向上を図ることを促進し、かつ、女子労働者に対しその機会が均等に確保されるようにするため、女子労働者その他関係者に対して職業能力の開発及び向上に関する啓もう宣伝を行うとともに、職業訓練施設の整備その他の必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(再就職の援助)

第二十四条 国は、妊娠、出産又は育児を理由として退職した女子に対しその希望するときに再び雇用の機会が与えられるようにするため、職業指導、職業紹介、職業能力の再開発の措置その他の措置が効果的に関連して実施されるように配慮するものとする。

(再雇用特別措置の普及等)

第二十五条 事業主は、妊娠、出産又は育児を理由として退職した女子について、必要に応じ、再雇用特別措置(当該女子であつて、その退職の際に、その就業が可

第八条 国、都道府県及び雇用促進事業団は、勤労婦人が職業に必要な技能(これに関する知識を含む。)を習得し、その能力の向上を図ることを促進し、かつ、勤労婦人に対し職業訓練の機会が均等に確保されるようにするため、勤労婦人その他関係者に対して、職業訓練に関する啓もう宣伝を行なうとともに、施設の整備その他勤労婦人の職業訓練の受講を容易にするために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

能となつたときに当該退職に係る事業の事業主に再び雇用されることの希望を有する旨の申出をしていたものについて、当該事業主が、労働者の募集又は採用に当たつて特別の配慮をする措置をいう。」その他これに準ずる措置を実施するように努めなければならない。

2 国は、事業主に対して、前項の再雇用特別措置の普及を促進するため、必要な助言、指導その他の援助を行ふように努めるものとする。

(妊娠中及び出産後の健康管理に関する配慮及び措置)
第二十六条 事業主は、その雇用する女子労働者が母子保健法(昭和四十年法律第四百十一号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるような配慮をするように努めなければならない。

第二十七条 事業主は、その雇用する女子労働者が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(妊娠中及び出産後の健康管理に関する配慮及び措置)
第九条 事業主は、その雇用する勤労婦人が母子保健法(昭和四十年法律第四百十一号)の規定による保健指導又は健康診査を受けるために必要な時間を確保することができるような配慮をするように努めなければならない。

第十条 事業主は、その雇用する勤労婦人が前条の保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするため、勤務時間の変更、勤務の軽減等必要な措置を講ずるように努めなければならない。

(育児休業の普及等)

第二十八条 事業主は、その雇用する女子労働者について、必要に応じ、育児休業（事業主が、乳児又は幼児を有する女子労働者の申出により、その女子労働者が育児のため一定期間休業することを認める措置をいう。）の実施その他の育児に関する便宜の供与を行うように努めなければならない。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の育児休業について準用する。

(相談、講習等)

第二十九条 国及び地方公共団体は、女子労働者に対して、労働に従事する者としての教養の向上、職業生活と家庭生活との調和の促進等に資するため、必要な指導、相談、講習その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(働く婦人の家)

第三十条 (第一項 略)

(育児に関する便宜の供与)

第十一条 事業主は、その雇用する勤労婦人について、必要に応じ、育児休業（事業主が、乳児又は幼児を有する勤労婦人の申出により、その勤労婦人が育児のため一定期間休業することを認める措置をいう。）の実施その他の育児に関する便宜の供与を行なうように努めなければならない。

(相談、講習等)

第十二条 国及び地方公共団体は、勤労婦人に対して、勤労に従事する者としての教養の向上、職業生活と家庭生活との調和の促進等に資するため、必要な指導、相談、講習その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第四章 福祉施設

(働く婦人の家)

第十三条 (第一項 略)

2 働く婦人の家は、女子労働者に対して、各種の相談に応じ、及び必要な指導、講習、実習等を行い、並びに休養及びレクリエーションのための便宜を供与する等女子労働者の福祉に関する事業を総合的に行うことを目的とする施設とする。

(第三項 略)

4 国は、地方公共団体に対し、働く婦人の家の設置及び運営に関し必要な助言、指導その他の援助を行うように努めるものとする。

(働く婦人の家指導員)

第三十一条 働く婦人の家には、女子労働者に対する相談及び指導の業務を担当する職員（以下「働く婦人の家指導員」という。）を置くように努めなければならない。

(第二項 略)

第四章 雑則

2 働く婦人の家は、勤労婦人に対して、各種の相談に応じ、及び必要な指導、講習、実習等を行ない、並びに休養及びレクリエーションのための便宜を供与する等勤労婦人の福祉に関する事業を総合的に行なうことを目的とする施設とする。

(第三項 略)

(働く婦人の家指導員)

第十四条 働く婦人の家には、勤労婦人に対する相談及び指導の業務を担当する職員（以下「働く婦人の家指導員」という。）を置くように努めなければならない。

(第二項 略)

第五章 雑則

(国の助言等)

第十五条 国は、勤労婦人の福祉を増進するための事業

(調査等)

第三十二条 労働大臣は、女子労働者の職業生活及び家庭生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

(第二項及び第三項 略)

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十三条 労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

2 前項に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県婦人少年室長に委任することができる。

(船員に関する特例)

第三十四条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第六条第一項並びに同条第四項及び第五項（同条第六項及び第十二条

を推進するために必要な助言、指導その他の援助を行なうように努めなければならない。

(調査等)

第十六条 労働大臣は、勤労婦人の職業生活及び家庭生活に関し必要な調査研究を実施するものとする。

(第二項及び第三項 略)

(船員に関する特例)

第十七条 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百十号）第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第六条第一項並びに同条第四項及び第五項（同条第六項において準用す

第二項において準用する場合を含む。）、第十二条第一項並びに前二条中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第六条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）中「政令で定める審議会」とあるのは「船員中央労働委員会」と、第九条、第十条、第十四条及び前条第二項中「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、第十一条第三項中「労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十五条第一項若しくは第二項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法（昭和二十二年法律第百号）第八十七条第一項若しくは第二項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第十四条、第十五条及び前条第二項中「都道府県婦人少年室長」とあるのは「地方運輸局長（海運監理部長を含む。）」と、第十五条中「機会均等調停委員会に調停を行わせる」とあるのは「船員地方労働委員会に調停を委任する」とする。

2 前項の規定により読み替えられた第十五条の規定により委任を受けて船員地方労働委員会が行う調停につ

る場合を含む。）並びに前条中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第六条第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）中「政令で定める審議会」とあるのは「船員中央労働委員会」とする。

いては、第二章第二節の規定は、適用しない。

3 前項の調停の事務は、公益委員のうちから当該船員地方労働委員会の会長が指名する三人の委員で構成する合議体で取り扱う。この場合において、当該合議体は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、使用者委員及び労働者委員のうちから当該船員地方労働委員会の会長が指名する委員から当該事件につき意見を聴くものとする。

4 第十九条から第二十一条までの規定は、第二項の調停について準用する。この場合において、第十九条及び第二十条中「委員会」とあるのは「船員地方労働委員会」と、第二十一条中「この節」とあるのは「第三十四条第三項」と、「委員会」とあるのは「合議体」と、「労働省令」とあるのは「船員中央労働委員会規則」と読み替えるものとする。

(適用除外)

第三十五条 第二章、第二十五条第一項及び同条第二項
(第二十八条第二項において準用する場合を含む。)

並びに第三十三条の規定は、国家公務員及び地方公務員に關して、適用しない。

二 労働基準法 (昭和二十二年法律第四十九号)

改 正 案	現 行
労働基準法目次 第一章 総則 第二章 労働契約 第三章 賃金 第四章 労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇 第五章 安全及び衛生 第六章 年少者 第六章の二 女子 第七章 技能者の養成 第八章 災害補償 第九章 就業規則 第十章 寄宿舎 第十一章 監督機関 第十二章 雑則	労働基準法目次 第一章 総則 第二章 労働契約 第三章 賃金 第四章 労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇 第五章 安全及び衛生 第六章 女子及び年少者 第七章 技能者の養成 第八章 災害補償 第九章 就業規則 第十章 寄宿舎 第十一章 監督機関 第十二章 雑則

第十三章 罰則

附則

(適用の除外)

第四十一条 この章、第六章及び第六章の二で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定は、次の各号の一に該当する労働者については適用しない。

(第一号及び第二号 略)

三 監視又は断続的労働に従事する者で、使用者が行
政官庁の許可を受けたもの

第六章 年少者

(労働時間及び休日)

第六十条 (略)

第十三章 罰則

附則

(適用の除外)

第四十一条 この章及び第六章で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定は、左の各号の一に該当する労働者については適用しない。

(第一号及び第二号 略)

三 監視又は断続的労働に従事する者で、使用者が行
政官庁の許可を受けた者

第六章 女子及び年少者

(年少者の労働時間及び休日)

第六十条 (略)

(女子の労働時間及び休日)

第六十一条 使用者は、満十八才以上の女子については、第三十六条の協定による場合においても、一日について二時間、一週間について六時間、一年について百五十時間を超えて時間外労働をさせ、又は休日に労働さ

(深夜業)

第六十一条 使用者は、満十八才に満たない者を午後十時から午前五時までの間において使用してはならない。ただし、交替制によつて使用する満十六才以上の男子については、この限りでない。

② 労働大臣は、必要であると認める場合においては、前項の時刻を、地域又は期間を限つて、午後十一時及び午前六時とすることができる。

(第三項 略)

④ 前三項の規定は、第三十三条第一項の規定によつて労働時間を延長し若しくは休日^に労働させる場合又は第八条第六号、第七号若しくは第十三号若しくは電話

せてはならない。但し、財産目録、貸借対照表又は損益計算書の作成その他決算のために必要な計算、書類の作成等の業務に従事させる場合には、一週間について六時間の制限にかかわらず、二週間について十二時間を超えない範囲内で時間外労働をさせることができる。

(深夜業)

第六十二条 使用者は、満十八才に満たない者又は女子を午後十時から午前五時までの間において使用してはならない。但し、交替制によつて使用する満十六才以上の男子については、この限りでない。

② 労働に関する主務大臣は、必要であると認める場合においては、前項の時刻を、地域又は期間を限つて、午後十一時及び午前六時とすることができる。

(第三項 略)

④ 前三項の規定は、第三十三条第一項の規定によつて労働時間を延長し若しくは休日^に労働させる場合又は第八条第六号、第七号、第十三号、第十四号及び電話

の事業については、これを適用しない。

- ⑤ 第一項及び第二項の時刻は、第五十六条第二項の規定によつて使用する児童については、第一項の時刻は、午後八時及び午前五時とし、第二項の時刻は、午後九時及び午前六時とする。

(危険有害業務の就業制限)

第六十二条 使用者は、満十八才に満たない者に、運転中の機械若しくは動力伝導装置の危険な部分の掃除、注油、検査若しくは修繕をさせ、運転中の機械若しくは動力伝導装置にベルト若しくはロープの取付け若しくは取りはずしをさせ、動力によるクレーンの運転をさせ、その他命令で定める危険な業務に就かせ、又は命令で定める重量物を取り扱う業務に就かせてはならない。

の事業若しくは中央労働基準審議会の議を経て命令で定める女子の健康及び福祉に有害でない業務については、これを適用しない。但し、第十四号の事業に使用される満十八才に満たない者については、この限りでない。

- ⑤ 第一項及び第二項の時刻は、第五十六条第二項本文の規定によつて使用する児童については、第一項の時刻は、午後八時及び午前五時とし、第二項の時刻は、午後九時及び午前六時とする。

(危険有害業務の就業制限)

第六十三条 使用者は、満十八才に満たない者又は女子に、運転中の機械若しくは動力伝導装置の危険な部分の掃除、注油、検査若しくは修繕をさせ、運転中の機械若しくは動力伝導装置にベルト若しくはロープの取付け若しくは取りはずしをさせ、動力によるクレーンの運転をさせ、その他命令で定める危険な業務につかせ、又は命令で定める重量物を取り扱う業務につかせてはならない。

(第二項 略)

- ③ 前項に規定する業務の範囲は、命令で定める。

(坑内労働の禁止)

第六十三条 使用者は、満十八才に満たない者を坑内で労働させてはならない。

(帰郷旅費)

第六十四条 満十八才に満たない者が解雇の日から十四日以内に帰郷する場合においては、使用者は、必要な旅費を負担しなければならない。ただし、満十八才に満たない者がその責めに帰すべき事由に基づいて解雇され、使用者がその事由について行政官庁の認定を受けたときは、この限りでない。

第六章の二 女子

(労働時間及び休日)

(第二項 略)

- ③ 前項の規定は、同項に規定する業務中一定のものについて、命令で満十八才以上の女子に、これを準用することができる。

- ④ 第二項に規定する業務の範囲及び前項の一定の業務の範囲は、命令で定める。

(坑内労働の禁止)

第六十四条 使用者は、満十八才に満たない者又は女子を坑内で労働させてはならない。

(帰郷旅費)

第六十八条 満十八才に満たない者又は女子が解雇の日から十四日以内に帰郷する場合においては、使用者は、必要な旅費を負担しなければならない。但し、満十八才に満たない者又は女子がその責に帰すべき事由に基づいて解雇され、使用者がその事由について行政官庁の認定を受けたときは、この限りでない。

(女子の労働時間及び休日)

第六十四条の二 使用者は、満十八才以上の女子で第八条第

一号から第五号までの事業に従事するものについては、第三十六条の協定による場合においても、一週間に就いて六時間、一年について百五十時間を超えて時間外労働をさせ、又は休日労働させてはならない。ただし、財産目録、貸借対照表又は損益計算書の作成その他決算のために必要な計算、書類の作成等の業務に従事させる場合には、一週間に就いて六時間の制限にかかわらず、二週間について十二時間を超えない範囲内で時間外労働をさせることができる。

② 使用者は、満十八才以上の女子で前項の事業以外の

事業に従事するものについては、第三十六条の協定による場合においても、四週間を超えない範囲内で命令で定める週を単位とする期間について、六時間以上十二時間以下の範囲内で命令で定める時間に当該週を単位とする期間の週数を乗じて得た時間、一年について百五十時間以上三百時間以下の範囲内で命令で定める時間を超えて時間外労働をさせ、又は四週間について命

第六十一条 使用者は、満十八才以上の女子については、

第三十六条の協定による場合においても、一日について二時間、一週間に就いて六時間、一年について百五十時間を超えて時間外労働をさせ、又は休日労働させてはならない。但し、財産目録、貸借対照表又は損益計算書の作成その他決算のために必要な計算、書類の作成等の業務に従事させる場合には、一週間に就いて六時間の制限にかかわらず、二週間について十二時間を超えない範囲内で時間外労働をさせることができる。

令で定める日数以上の休日に労働させてはならない。

③ 前項の命令は、同項の事業における労働による身体
の負担の程度、同項の事業の事業活動の状況等を考慮
し、かつ、女子の健康及び福祉に支障のない範囲内に
おいて、同項の事業の種類に応じて、定めるものとす
る。

④ 第一項及び第二項の規定は、満十八才以上の女子のう
ち、労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位
にある者又は専門的な知識若しくは技術を必要とする
業務に従事する者で、命令で定めるものに該当する者
については、適用しない。

(深夜業)

第六十四条の三 使用者は、満十八才以上の女子を午後
十時から午前五時までの間において使用してはならな
い。ただし、次の各号の一に該当する者については、
この限りでない。

一 第八条第六号、第七号、第十三号若しくは第十四
号又は電話の事業に従事する者

(深夜業)

第六十二条 使用者は、満十八才に満たない者又は女子
を午後十時から午前五時までの間において使用しては
ならない。但し、交替制によつて使用する満十六才以
上の男子については、この限りでない。

二 女子の健康及び福祉に有害でない業務で命令で定めるものに従事する者

三 前条第四項に規定する命令で定めるもの

四 品質が急速に変化しやすい食料品の製造又は加工の業務その他の当該業務の性質上深夜業が必要とされるものとして命令で定める業務に従事する者（一日の労働時間が、常時、通常の労働者の労働時間と比較し相当程度短いものとして命令で定める時間以内であるものに限る。）

五 深夜業に従事することを使用者に申し出た者（命令で定める事業に従事するものに限る。）であつて、当該申出に基づき、命令で定めるところにより、使用者が行政官庁の承認を受けたもの

② 第六十一条第二項及び第三項の規定は、満十八才以上の女子の深夜業について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあり、及び同条第三項中「第一項」とあるのは、「第六十四条の三第一項」と読み替えるものとする。

② 労働に関する主務大臣は、必要であると認める場合においては、前項の時刻を、地域又は期間を限つて、午後十一時及び午前六時とすることができる。

③ 前二項の規定は、第三十三条第一項の規定によつて

労働時間を延長し、又は休日に労働させる場合については、適用しない。

(坑内労働の禁止)

第六十四条の四 使用者は、満十八才以上の女子を坑内

③ 交替制によつて労働させる事業については、行政官

庁の許可を受けて、第一項の規定にかかわらず午後十時三十分まで労働させ、又は前項の規定にかかわらず午前五時三十分から労働させることができる。

④ 前三項の規定は、第三十三条第一項の規定によつて労働時間を延長し若しくは休日に労働させる場合又は第八条第六号、第七号、第十三号、第十四号及び電話の事業若しくは中央労働基準審議会の議を経て命令で定める女子の健康及び福祉に有害でない業務については、これを適用しない。但し、第十四号の事業に使用される満十八才に満たない者については、この限りでない。

⑤ 第一項及び第二項の時刻は、第五十六条第二項本文の規定によつて使用する児童については、第一項の時刻は、午後八時及び午前五時とし、第二項の時刻は、午後九時及び午前六時とする。

(坑内労働の禁止)

第六十四条 使用者は、満十八才に満たない者又は女子

で労働させてはならない。ただし、臨時の必要のため坑内で行われる業務で命令で定めるものに従事する者（次条第一項に規定する妊産婦で命令で定めるものを除く。）については、この限りでない。

（妊産婦等に係る危険有害業務の就業制限）

第六十四条の五 使用者は、妊娠中の女子及び産後一年を経過しない女子（以下「妊産婦」という。）を、重量物を取り扱う業務、有害ガスを発散する場所における業務その他妊産婦の妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせてはならない。

② 前項の規定は、同項に規定する業務のうち女子の妊娠又は出産に係る機能に有害である業務につき、命令で、妊産婦以外の女子に関して、準用することができる。

を坑内で労働させてはならない。

（危険有害業務の就業制限）

第六十三条 使用者は、満十八才に満たない者又は女子に、運転中の機械若しくは動力伝導装置の危険な部分の掃除、注油、検査若しくは修繕をさせ、運転中の機械若しくは動力伝導装置にベルト若しくはロープの取付け若しくは取りはずしをさせ、動力によるクレーンの運転をさせ、その他命令で定める危険な業務につかせ、又は命令で定める重量物を取り扱う業務につかせてはならない。

② 使用者は、満十八才に満たない者を、毒劇薬、毒劇物その他有害な原料若しくは材料又は爆発性、発火性若しくは引火性の原料若しくは材料を取り扱う業務、著しくじんあい若しくは粉末を飛散し、若しくは有害ガス若しくは有害放射線を発散する場所又は高温若しくは高圧の場所における業務その他安全、衛生又は福

- ③ 前二項に規定する業務の範囲及びこれらの規定によりこれらの業務に就かせてはならない者の範囲は、命令で定める。

(産前産後)

第六十五条 使用者は、六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十週間）以内に出産する予定の女子が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。

- ② 使用者は、産後八週間を経過しない女子を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女子が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。

(第三項 略)

第六十六条 使用者は、妊産婦が請求した場合においては、第三十三条第一項及び第三項並びに第三十六条の

社に有害な場所における業務に就かせてはならない。

- ③ 前項の規定は、同項に規定する業務中一定のものについて、命令で満十八才以上の女子に、これを準用することができる。

- ④ 第二項に規定する業務の範囲及び前項の一定の業務の範囲は、命令で定める。

(産前産後)

第六十五条 使用者は、六週間以内に出産する予定の女子が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。

- ② 使用者は、産後六週間を経過しない女子を就業させてはならない。但し、産後五週間を経過した女子が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。

(第三項 略)

規定にかかわらず、時間外労働をさせてはならず、又は休日^①に労働させてはならない。

② 使用者は、妊産婦が請求した場合においては、第六十四条の三第一項ただし書の規定にかかわらず、深夜業をさせてはならない。

(育児時間)

第六十七条 生後満一年に達しない生児を育てる女子は、第三十四条の休憩時間のほか、一日二回各々少なくとも三十分、その生児を育てるための時間を請求することができる。

(第二項 略)

(生理日の就業が著しく困難な女子に対する措置)

第六十八条 使用者は、生理日の就業が著しく困難な女子が休暇を請求したときは、その者を生理日に就業させてはならない。

(育児時間)

第六十六条 生後満一年に達しない生児を育てる女子は、第三十四条の休憩時間の外、一日二回各々少くとも三十分、その生児を育てるための時間を請求することができる。

(第二項 略)

(生理休暇)

第六十七条 使用者は、生理日の就業が著しく困難な女子又は生理に有害な業務に従事する女子が生理休暇を請求したときは、その者を就業させてはならない。

② 前項の業務の範囲は、命令で定める。

(帰郷旅費)

第六十八条 満十八才に満たない者又は女子が解雇の日

(職業訓練に関する特例)

第七十条 職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号）

第二十四条第一項の認定を受けて行い職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、第十四条の契約期間、第六十二条及び第六十四条の五の年少者及び妊産婦等の危険有害業務の就業制限並びに第六十三条及び第六十四条の四の年少者及び女子の坑内労働の禁止に関する規定について、命令で別段の定めをすることができる。ただし、第六十三条の年少者の坑内労働の禁止に関する規定については、満十六才に満たない者に関しては、この限りでない。

第九十八条 この法律の施行及び改正に関する事項を審

から十四日以内に帰郷する場合においては、使用者は、必要な旅費を負担しなければならない。但し、満十八歳に満たない者又は女子がその責に帰すべき事由に基いて解雇され、使用者がその事由について行政官庁の認定を受けたときは、この限りでない。

(職業訓練に関する特例)

第七十条 職業訓練法（昭和四十四年法律第六十四号）

第二十四条第一項の認定を受けて行い職業訓練を受ける労働者について必要がある場合においては、その必要の限度で、第十四条の契約期間、第六十三条の危険有害業務の就業制限及び第六十四条の坑内労働の禁止に関する規定について、命令で別段の定めをすることができる。ただし、第六十四条の坑内労働の禁止に関する規定については、女子及び満十六才に満たない男子に関しては、この限りでない。

第九十八条 この法律の施行及び改正に関する事項を審

議するため、労働省に中央労働基準審議会を置く。

- ② 前項に規定する事項のほか、中央労働基準審議会は、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）、労働安全衛生法及び作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）の施行及び改正に関する事項、労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第一百十八号）に基づきその権限に属する事項並びに炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）の施行に関する重要事項を審議する。

- ③ 中央労働基準審議会は、労働大臣の諮問に応じて前二項に規定する事項を審議するほか、労働条件の基準に関して関係行政官庁に建議することができる。

議するため、労働省に中央労働基準審議会を、都道府県労働局に地方労働基準審議会を置く。

- ② 前項に規定する事項のほか、中央労働基準審議会は、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第三十四号）、労働安全衛生法及び作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）の施行及び改正に関する事項、労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第一百十八号）に基づきその権限に属する事項並びに炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和四十二年法律第九十二号）の施行に関する重要事項を、地方労働基準審議会は賃金の支払の確保等に関する法律、労働安全衛生法及び作業環境測定法の施行及び改正に関する事項並びに家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）に基づきその権限に属する事項を審議する。

- ③ 中央労働基準審議会及び地方労働基準審議会（以下「労働基準審議会」という。）は、中央労働基準審議会にあつては労働大臣の、地方労働基準審議会にあつては都道府県労働局長の諮問に応じて前二項に規定す

④ 中央労働基準審議会の委員は、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者について、労働大臣が各々同数を委嘱する。

⑤ 前各項に定めるもののほか、中央労働基準審議会に關し必要な事項は、命令で定める。

第九十八条の二 この法律の施行及び改正に関する事項については、前条に定めるところによるほか、都道府県労働局に係る事項に關しては、当該都道府県労働局に置かれる地方労働審議会が審議するものとする。

② 前項に定めるもののほか、地方労働審議会は、労働者（家内労働者を含む。）に係る労働条件の基準に關しては、賃金の支払の確保等に関する法律、労働安全衛生法及び作業環境測定法の施行及び改正に関する事項並びに家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）に基づきその権限に属する事項を審議する。

る事項を審議するほか、労働条件の基準及び家内労働法に基づきその権限に属する事項に關して関係行政官庁に建議することができる。

④ 労働基準審議会の委員は、労働者を代表する者、使用者を代表する者及び公益を代表する者について、行政官庁が各々同数を委嘱する。

⑤ 前各項に定めるもののほか、労働基準審議会に關し必要な事項は、命令で定める。

- ③ 地方労働審議会は、都道府県労働局長の諮問に応じ、て前二項に規定する事項を審議するほか、労働条件の基準及び家内労働法に基づきその権限に属する事項に関して関係行政官庁に建議することができる。

第百条

(第一項及び第二項 略)

- ③ 都道府県労働局長は、労働基準主管局長又は地方労働局長の指揮監督を受けて、管内の労働基準監督署長を指揮監督し、監督方法の調整に関する事項その他この法律の施行に関する事項を掌理し、所属の官吏を指揮監督する。

(第四項及び第五項 略)

第百条の二 労働省の婦人主管局長（労働省の内部部局として置かれる局で女子に特殊な労働問題に関する事務を所掌するものの局長をいう。以下同じ。）は、労働大臣の指揮監督を受けて、この法律中女子に特殊の規定の制定、改廃及び解釈に関する事項を掌り、その施行に関する事項については、労働基準主管局長及び

第百条

(第一項及び第二項 略)

- ③ 都道府県労働局長は、労働基準主管局長又は地方労働局長の指揮監督を受けて、管内の労働基準監督署長を指揮監督し、監督方法の調整及び地方労働基準審議会に関する事項その他この法律の施行に関する事項を掌理し、所属の官吏を指揮監督する。

(第四項及び第五項 略)

第百条の二 労働省の婦人少年主管局長（労働省の内部部局として置かれる局で女子及び年少者に特殊な労働問題に関する事務を所掌するものの局長をいう。以下同じ。）は、労働大臣の指揮監督を受けて、この法律中女子及び年少者に特殊の規定の制定、改廃及び解釈に関する事項を掌り、その施行に関する事項について

その下級の官庁の長に勧告を行うとともに、労働基準
主管局長が、その下級の官庁に対して行う指揮監督に
ついて援助を与える。

② 婦人主管局長は、自ら又はその指定する所属官吏を
して、女子に関し労働基準主管局若しくはその下級の
官庁又はその所属官吏の行つた監督その他に関する文
書を閲覧し、又は閲覧せしめることができる。

③ 第百一条及び第百五条の規定は、婦人主管局長又は
その指定する所属官吏が、この法律中女子に特殊の規
定の施行に関して行う調査の場合に、これを準用する。

(経過措置)

第百十五條の二 この法律の規定に基づき命令を制定し、
又は改廃するときは、その命令で、その制定又は改廃
に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所
要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定
めることができる。

は、労働基準主管局長及びその下級の官庁の長に勧告
を行うとともに、労働基準主管局長が、その下級の官
庁に対して行う指揮監督について援助を与える。

② 婦人少年主管局長は、自ら又はその指定する所属官
吏をして、女子及び年少者に関し労働基準主管局若し
くはその下級の官庁又はその所属官吏の行つた監督そ
の他に関する文書を閲覧し、又は閲覧せしめることが
できる。

③ 第百一条及び第百五条の規定は、婦人少年主管局長
又はその指定する所属官吏が、この法律中女子及び年
少者に特殊の規定の施行に関して行う調査の場合に、
これを準用する。

第百十七条 第五条の規定に違反した者は、これを一年以上十年以下の懲役又は五万円以上百万円以下の罰金に処する。

第百十八条 第六条、第五十六条、第六十三条又は第六十四条の四の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

② 第七十条の規定に基づいて発する命令（第六十三条又は第六十四条の四の規定に係る部分に限る。）に違反した者についても前項の例による。

第百十九条 次の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

一 第三条、第四条、第七条、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第十九条、第二十条、第二十二條、第三十二條、第三十四條、第三十五條、第三十六條ただし書、第三十七條、第三十九條、第六

第百十七条 第五条の規定に違反した者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二千元以上三万円以下の罰金に処する。

第百十八条 第六条、第五十六条又は第六十四条の規定に違反した者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

② 第七十条の規定に基づいて発する命令（第六十四条の規定に係る部分に限る。）に違反した者についても前項の例による。

第百十八條の二 第十八條第一項又は第三十七條の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第百十九條 次の各号の一に該当する者は、これを六箇月以下の懲役又は五千元以下の罰金に処する。

一 第三条、第四条、第七条、第十六条、第十七条、第十九條、第二十条、第二十二條第三項、第三十二條、第三十四條、第三十五條、第三十六條ただし書、第三十九條、第六十条第二項若しくは第三項、第六

十条第二項若しくは第三項、第六十一条、第六十二条、第六十四条の二、第六十四条の三、第六十四条の五から第六十七条まで、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条、第九十四条第二項、第九十六条又は第百四条第二項の規定に違反した者

(第二号及び第三号 略)

四 第七十条の規定に基づいて発する命令(第六十二条又は第六十四条の五の規定に係る部分に限る。)に違反した者

第二百二十条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条、第十五条第一項若しくは第三項、第十八条第七項、第二十二條第一項若しくは第二項、第

十一条から第六十三条まで、第六十五条、第六十六条、第七十二条、第七十五条から第七十七条まで、第七十九条、第八十条、第九十四条第二項、第九十六条又は第百四条第二項の規定に違反した者

(第二号及び第三号 略)

四 第七十条の規定に基づいて発する命令(第六十三条の規定に係る部分に限る。)に違反した者

第百十九条の二 第十八条第七項、第二十三条(賃金の支払及び貯蓄金の返還に係る部分に限る。)又は第二十四条から第二十六条までの規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第二百二十条 次の各号の一に該当する者は、五千元以下の罰金に処する。

一 第十四条、第十五条第一項若しくは第三項、第二十二條第一項若しくは第二項、第二十三条(賃金の

二十三条から第二十七条まで、第三十三条第一項ただし書、第五十七条から第五十九条まで、第六十四条、第六十八条、第八十九条、第九十条第一項、第九十一条、第九十五条第一項若しくは第二項、第九十六条の二第一項、第二百五条（第百条の二第三項において準用する場合を含む。）又は第百六条から第百九条までの規定に違反した者

（第二号及び第三号 略）

四 第百一条（第百条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による労働基準監督官又は婦人主管局長若しくはその指定する所属官吏の臨検を拒み、妨げ、若しくは忌避し、その尋問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類の提出をした者

（第五号 略）

支払及び貯蓄金の返還に係る部分を除く。）、第二十七条、第三十三条第一項ただし書、第五十七条から第五十九条まで、第六十七条、第六十八条、第八十九条、第九十条第一項、第九十一条、第九十五条第一項若しくは第二項、第九十六条の二第一項、第百五条（第百条の二第三項において準用する場合を含む。）又は第百六条から第百九条までの規定に違反した者

（第二号及び第三号 略）

四 第百一条（第百条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定による労働基準監督官又は婦人少年主管局長若しくはその指定する所属官吏の臨検を拒み、妨げ、若しくは忌避し、その尋問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、帳簿書類の提出をせず、又は虚偽の記載をした帳簿書類の提出をした者

（第五号 略）

三 健康保険法（大正十一年法律第七十号）

改 正 案	現 行
〔分娩費及び出産手当金〕 第五十条 （第一項 略） ② 前項ノ場合ニ於テ被保険者ガ分娩ノ日前四十二日（多胎妊娠ノ場合ニ於テハ七十日）、分娩ノ日以後五十六日以内ニ於テ労務ニ服セザリシ期間出産手当金トシテ一日ニ付標準報酬日額ノ百分ノ六十二相当スル金額ヲ支給ス （出産手当金） 第六十九条の十八 分べん費の支給を受けることができ る日雇特例被保険者には、分べんの日前四十二日（多胎妊娠の場合においては、七十日）以内及び分べんの 日以後五十六日以内において労務に服さなかつた期間、 出産手当金を支給する。 （第二項 略）	〔分娩費及び出産手当金〕 第五十条 （第一項 略） ② 前項ノ場合ニ於テ被保険者ガ分娩ノ日前四十二日、 分娩ノ日以後四十二日以内ニ於テ労務ニ服セザリシ期 間出産手当金トシテ一日ニ付標準報酬日額ノ百分ノ六 十二相当スル金額ヲ支給ス （出産手当金） 第六十九条の十八 分べん費の支給を受けることができ る日雇特例被保険者には、分べんの日前四十二日以内 及び分べんの日以後四十二日以内において労務に服さ なかつた期間、出産手当金を支給する。 （第二項 略）

四 職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）

改正案

（中央職業安定審議会等）

第十二条 公共職業安定所の業務その他この法律の施行に関する重要事項を審議させるために、労働省に中央職業安定審議会を、都道府県労働局に地方労働審議会を置く。

（第二項 略）

③ 前二項に規定する事項のほか、中央職業安定審議会は港湾労働法（昭和四十年法律第二百十号）、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）の施行並びに駐留軍関係離職者対策に関する重要事項その他他の法律に基づきその権限に属させられた事項を、地方労働審議会は他の法律に基づきその権限に属させられた事項を、地区職業安定審議会は

現行

（職業安定審議会）

第十二条 公共職業安定所の業務その他この法律の施行に関する重要事項を審議させるために、労働省に中央職業安定審議会を、都道府県労働局に地方職業安定審議会を置く。

（第二項 略）

③ 前二項に規定する事項のほか、中央職業安定審議会は港湾労働法（昭和四十年法律第二百十号）、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）の施行並びに駐留軍関係離職者対策に関する重要事項その他他の法律に基づきその権限に属させられた事項を、地方職業安定審議会は他の法律に基づきその権限に属させられた事項を、地区職業安定審議

港湾労働法の施行に関する重要事項その他の法律に基づきその権限に属させられた事項を調査審議する。

- ④ 中央職業安定審議会は、労働大臣の諮問に、地方労働審議会及び地区職業安定審議会は、関係都道府県労働局長の諮問に應じて前三項に規定する事項を調査審議するほか、必要に應じ、関係行政庁に建議することができる。

(第五項 略)

- ⑥ 第一項及び第二項に規定する審議会(以下「中央職業安定審議会等」という。)は、労働者を代表する者、雇用主を代表する者及び公益を代表する者、各々同数でこれを組織する。

- ⑦ 中央職業安定審議会等の委員のうち一名以上は、女子でなければならない。

- ⑧ 中央職業安定審議会の委員は、労働大臣が任命し、地方労働審議会及び地区職業安定審議会の委員は、関係都道府県労働局長が任命する。

会は港湾労働法の施行に関する重要事項その他の法律に基づきその権限に属させられた事項を調査審議する。

- ④ 中央職業安定審議会は、労働大臣の諮問に、地方職業安定審議会及び地区職業安定審議会は、関係都道府県労働局長の諮問に應じて前三項に規定する事項を調査審議するほか、必要に應じ、関係行政庁に建議することができる。

(第五項 略)

- ⑥ 第一項及び第二項に規定する審議会(以下「職業安定審議会」という。)は、労働者を代表する者、雇用主を代表する者及び公益を代表する者、各々同数でこれを組織する。

- ⑦ 職業安定審議会の委員のうち一名以上は、女子でなければならない。

- ⑧ 中央職業安定審議会の委員は、労働大臣が任命し、地方職業安定審議会及び地区職業安定審議会の委員は、関係都道府県労働局長が任命する。

⑨ 中央職業安定審議会等は、必要があると認めるときは、その業務に関する事項について、関係行政庁に、報告を求めることができる。

⑩ 前各項に定めるもののほか、中央職業安定審議会等について必要な事項は、命令でこれを定める。

⑨ 職業安定審議会は、必要があると認めるときは、その業務に関する事項について、関係行政庁に、報告を求めることができる。

⑩ 前各項に定めるものの外、職業安定審議会について必要な事項は、命令でこれを定める。

五 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）

改 正 案	現 行
（許可の基準） 第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。 （第一号 略） 二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は第四十九条第一項に規定する罪、刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十四条、第七十五条、第八十二条、第八十五条若しくは第八十六条の罪、売春防止法（昭和三十一年法律第十八号）第二章に規定する罪若しくは職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第六十三条第二号の罪を犯し、若しくは労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十二条第二項若しくは児童福祉法（昭和	（許可の基準） 第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。 （第一号 略） 二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は第四十九条第一項に規定する罪、刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十四条、第七十五条、第八十二条、第八十五条若しくは第八十六条の罪、売春防止法（昭和三十一年法律第十八号）第二章に規定する罪若しくは職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）第六十三条第二号の罪を犯し、若しくは労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十三条第二項若しくは児童福祉法（昭和

二十二年法律第六十四号）第三十四条第一項第五号、第六号若しくは第九号の規定に違反して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

（第三号以下 略）

（第二項及び第三項 略）

二十二年法律第六十四号）第三十四条第一項第五号、第六号若しくは第九号の規定に違反して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者

（第三号以下 略）

（第二項及び第三項 略）

六 少 年 法 (昭和二十三年法律第百六十八号)

改 正 案	現 行
(公訴の提起) 第三十七条 次に掲げる成人の事件については、公訴は、家庭裁判所にこれを提起しなければならない。 (第一号及び第二号 略) 三 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第五十六号又は第六十三号に関する第百十八条の罪、第六十条第二項若しくは第三項、第六十一条、第六十二条又は第七十二条に関する第百十九条第一号の罪及び第五十七条から第五十九条まで又は第六十四条に関する第百二十条第一号の罪(これらの罪に関する第百二十一条の規定による事業主の罪を含む。) (第四号及び第五号 略)	(公訴の提起) 第三十七条 次に掲げる成人の事件については、公訴は、家庭裁判所にこれを提起しなければならない。 (第一号及び第二号 略) 三 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第五十六号又は少年についての第六十四条に関する第百十八条の罪、第六十条第二項若しくは第三項、少年についての第六十二条又は第六十三号(第三項を除く。)、第七十二条に関する第百十九条第一号の罪、第五十七条から第五十九条まで、少年についての第六十八条に関する第百二十条第一号の罪(これらの罪に関する第百二十一条の規定による事業主の罪を含む。) (第四号及び第五号 略)

七 国家公務員等の旅費に関する法律 (昭和二十五年法律第百十四号)

改 正 案

(旅費の特例)

第四十七条 各庁の長は、職員について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十五条第三項若しくは第六十四条又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第四十七条の規定に該当する事由がある場合において、この法律の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの法律の規定により支給する旅費が労働基準法第十五条第三項若しくは第六十四条又は職員法第四十八条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

現 行

(旅費の特例)

第四十七条 各庁の長は、職員について労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十五条第三項若しくは第六十八条又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第四十七条の規定に該当する事由がある場合において、この法律の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの法律の規定により支給する旅費が労働基準法第十五条第三項若しくは第六十八条又は船員法第四十八条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

八 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）

改正案	現行
（国立又は公立の学校等における教職員の臨時的任用） 第三条 国立又は公立の学校に勤務する女子教職員が出産することとなる場合においては、任命権者は、出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十週間とし、人事院規則又は条例でこれらの期間より長い産前の休業の期間を定めたときは、当該期間とする。）前の日から産後八週間（人事院規則又は条例でこれより長い産後の休業の期間を定めたときは、当該期間）を経過する日までの期間又は当該女子教職員が産前の休業を始める日から、当該日から起算して十四週間（多胎妊娠の場合にあつては、十八週間とし、人事院規則又は条例でこれらの期間より長い産前産後の休業の期間を定めたときは、当該期間とする。）を経過する	（国立又は公立の学校等における教職員の臨時的任用） 第三条 国立又は公立の学校に勤務する女子教職員が出産することとなる場合においては、任命権者は、出産予定日の六週間（人事院規則又は条例でこれより長い産前の休業の期間を定めたときは、当該期間）前の日から産後六週間（人事院規則又は条例でこれより長い産後の休業の期間を定めたときは、当該期間）を経過する日までの期間又は当該女子教職員が産前の休業を始める日から、当該日から起算して十二週間（人事院規則又は条例でこれより長い産前産後の休業の期間を定めたときは、当該期間）を経過する日までの期間のいずれかの期間を任用の期間として、当該学校の教職員の職務を補助させるため、校長以外の教職員を臨時

日までの期間のいずれかの期間を任用の期間として、当該学校の教職員の職務を補助させるため、校長以外の教職員を臨時的に任用するものとする。

(第二項及び第三項 略)

(私立の学校において講ずべき措置)

第五条 私立の学校に勤務する女子教職員が出産することとなる場合においては、当該学校の設置者は、出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十週間）前の日から産後八週間を経過する日までの期間又は当該女子教職員が産前の休業を始める日から、当該日から起算して十四週間（多胎妊娠の場合にあつては、十八週間）を経過する日までの期間のいずれかの期間を任用の期間として、当該学校の教職員の職務を補助させるため、校長以外の教職員を任用するように努めなければならない。

的に任用するものとする。

(第二項及び第三項 略)

(私立の学校において講ずべき措置)

第五条 私立の学校に勤務する女子教職員が出産することとなる場合においては、当該学校の設置者は、出産予定日の六週間前の日から産後六週間を経過する日までの期間又は当該女子教職員が産前の休業を始める日から、当該日から起算して十二週間を経過する日までの期間のいずれかの期間を任用の期間として、当該学校の教職員の職務を補助させるため、校長以外の教職員を任用するように努めなければならない。

九 社会福祉施設職員退職手当共済法（昭和三十六年法律第百五十五号）

改正案

（被共済職員期間の計算）

第十一条 （第一項及び第二項 略）

3 被共済職員が業務上負傷し又は疾病にかかり、療養のために当該社会福祉施設の業務に従事しなかつた期間並びに女子である被共済職員が出産前六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十週間）及び出産後八週間において当該業務に従事しなかつた期間は、前項の規定の適用については、当該被共済職員は、当該業務に従事したものとみなす。

（第四項以下 略）

現行

（被共済職員期間の計算）

第十一条 （第一項及び第二項 略）

3 被共済職員が業務上負傷し又は疾病にかかり、療養のために当該社会福祉施設の業務に従事しなかつた期間並びに女子である被共済職員が出産前六週間及び出産後六週間において当該業務に従事しなかつた期間は、前項の規定の適用については、当該被共済職員は、当該業務に従事したものとみなす。

（第四項以下 略）

十 家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）

改正案

（就業時間）

第四条（第一項 略）

2 都道府県労働局長は、必要があると認めるときは、
地方家内労働審議会（地方家内労働審議会を置かない
都道府県労働局にあつては、当該都道府県労働局に置
れている地方労働審議会）の意見を聴いて、一定の地
域内において一定の業務に従事する家内労働者及びこ
れに委託をする委託者に対して、労働省令で定めると
ころにより、当該家内労働者及び補助者が業務に従事
する時間の適正化を図るために必要な措置をとること
を勧告することができる。

（中央家内労働審議会等の権限）

第二十条（第一項 略）

2 地方家内労働審議会を置かない都道府県労働局にあ

現行

（就業時間）

第四条（第一項 略）

2 都道府県労働局長は、必要があると認めるときは、
地方家内労働審議会（地方家内労働審議会を置かない
都道府県労働局にあつては、当該都道府県労働局に置
れている地方労働基準審議会）の意見をきいて、一定
の地域内において一定の業務に従事する家内労働者及
びこれに委託をする委託者に対して、労働省令で定め
るところにより、当該家内労働者及び補助者が業務に
従事する時間の適正化を図るために必要な措置をとる
ことを勧告することができる。

（中央家内労働審議会等の権限）

第二十条（第一項 略）

2 地方家内労働審議会を置かない都道府県労働局にあ

つては、地方家内労働審議会の権限に属させられた事項のうち、最低工賃に関する事項は当該都道府県労働局に置かれている地方最低賃金審議会が、その他の事項は当該都道府県労働局に置かれている地方労働審議会がつかさどる。

第二十二條 地方家内労働審議会を置かない都道府県労働局に置かれている地方労働審議会は、家内労働に関する専門の事項を調査審議するため、家内労働部会を置かなければならない。

(第二項 略)

(関係家内労働者及び関係委託者等の意見聴取)

第二十三條 中央家内労働審議会又は地方家内労働審議会（地方家内労働審議会を置かない都道府県労働局にあつては、当該都道府県労働局に置かれている地方労働審議会又は地方最低賃金審議会）（以下「家内労働に関する審議機関」という。）は、この法律に別段の定めがある場合のほか、審議に際し必要と認める場合には、関係家内労働者、関係委託者その他の関係者の

つては、地方家内労働審議会の権限に属させられた事項のうち、最低工賃に関する事項は当該都道府県労働局に置かれている地方最低賃金審議会が、その他の事項は当該都道府県労働局に置かれている地方労働基準審議会がつかさどる。

第二十二條 地方家内労働審議会を置かない都道府県労働局に置かれている地方労働基準審議会は、家内労働に関する専門の事項を調査審議するため、家内労働部会を置かなければならない。

(第二項 略)

(関係家内労働者及び関係委託者等の意見聴取)

第二十三條 中央家内労働審議会又は地方家内労働審議会（地方家内労働審議会を置かない都道府県労働局にあつては、当該都道府県労働局に置かれている地方労働基準審議会又は地方最低賃金審議会）（以下「家内労働に関する審議機関」という。）は、この法律に別段の定めがある場合のほか、審議に際し必要と認める場合には、関係家内労働者、関係委託者その他の関係者の

意見を聴くものとする。

附 則

(工賃の支払に関する経過措置)

第二条 労働大臣又は都道府県労働局長は、労働省令で定めるところにより、一定の地域内において一定の業務に従事する家内労働者に委託をする委託者のうち、第六条の規定による工賃の支払をすることが著しく困難であると認められる者であつて労働省令で定めるものの全部又は一部を代表する者から申請があつた場合には、中央家内労働審議会又は地方家内労働審議会（地方家内労働審議会を置かない都道府県労働局にあつては、当該都道府県労働局に置かれている地方労働審議会）の意見を聴いて、当該申請に係る委託者につき、当分の間、工賃の支払に関し守るべき事項について、別段の定めをすることができる。この場合においては、当該委託者は、同条の規定にかかわらず、当該別段の定めにより工賃を支払うことができる。

(第二項及び第三項 略)

者の意見をきくものとする。

附 則

(工賃の支払に関する経過措置)

第二条 労働大臣又は都道府県労働局長は、労働省令で定めるところにより、一定の地域内において一定の業務に従事する家内労働者に委託をする委託者のうち、第六条の規定による工賃の支払をすることが著しく困難であると認められる者であつて労働省令で定めるものの全部又は一部を代表する者から申請があつた場合には、中央家内労働審議会又は地方家内労働審議会（地方家内労働審議会を置かない都道府県労働局にあつては、当該都道府県労働局に置かれている地方労働基準審議会）の意見をきいて、当該申請に係る委託者につき、当分の間、工賃の支払に関し守るべき事項について、別段の定めをすることができる。この場合においては、当該委託者は、同条の規定にかかわらず、当該別段の定めにより工賃を支払うことができる。

(第二項及び第三項 略)

十一 職業安定法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第 号）

(一) 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）関係

改正案	現行
(公共職業安定所) 第十条 公共職業安定所は、第四条第一号、第八号から第十号まで、第三十号の二、第三十一号、第三十七号から第五十一号まで及び第五十九号に掲げる事務を分掌する。 (第二項以下 略)	(公共職業安定所) 第十条 公共職業安定所は、第四条第一号、第八号から第十号まで、第三十一号、第三十二号、第三十七号から第五十一号まで及び第五十九号に掲げる事務を分掌する。 (第二項以下 略)

(二) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号） 関係

改正案	現行
（紛争の解決の援助） 第十四条 都道府県労働局長は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇に関する事業主の措置で労働省令で定めるものについての女子労働者と事業主（以下「関係当事者」という。）との間の紛争に関し、関係当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該関係当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。 （調停の委任） 第十五条 都道府県労働局長は、前条に規定する紛争（第七条に定める事項についての紛争を除く。）について、関係当事者の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があると認め	（紛争の解決の援助） 第十四条 都道府県婦人少年室長は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇に関する事業主の措置で労働省令で定めるものについての女子労働者と事業主（以下「関係当事者」という。）との間の紛争に関し、関係当事者の双方又は一方からその解決につき援助を求められた場合には、当該関係当事者に対し、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。 （調停の委任） 第十五条 都道府県婦人少年室長は、前条に規定する紛争（第七条に定める事項についての紛争を除く。）について、関係当事者の双方又は一方から調停の申請があつた場合において当該紛争の解決のために必要があ

るとき（関係当事者の一方から調停の申請があつた場合にあつては、他の関係当事者が調停を行うことを同意したときに限る。）は、機会均等調停委員会に調停を行わせるものとする。

（設置）

第十六条 都道府県労働局に、機会均等調停委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（第二項 略）

（組織）

第十七条（第一項 略）

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、都道府県労働局長が任命する。

（調停）

第十八条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県労働局の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴くも

ると認めるとき（関係当事者の一方から調停の申請があつた場合にあつては、他の関係当事者が調停を行うことを同意したときに限る。）は、機会均等調停委員会に調停を行わせるものとする。

（設置）

第十六条 都道府県婦人少年室に、機会均等調停委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（第二項 略）

（組織）

第十七条（第一項 略）

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、労働大臣が任命する。

（調停）

第十八条 委員会は、関係当事者からの申立てに基づき必要があると認めるときは、当該委員会が置かれる都道府県婦人少年室の管轄区域内の主要な労働者団体又は事業主団体が指名する関係労働者を代表する者又は関係事業主を代表する者から当該事件につき意見を聴

のとする。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十三条(第一項 略)

2 前項に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(船員に関する特例)

第三十四条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第三百十号)第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第六条第一項並びに同条第四項及び第五項(同条第六項及び第十二条第二項において準用する場合を含む。)、第十二条第一項並びに前二条中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第六条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)中「政令で定める審議会とあるのは「船員中央労働委員会」と、第九条、第十条、第十四条及び前条第二項中「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、第十一条第三項中「労働基準法(昭和二十二年

くものとする。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十三条(第一項 略)

2 前項に定める労働大臣の権限は、労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県婦人少年室長に委任することができる。

(船員に関する特例)

第三十四条 船員職業安定法(昭和二十三年法律第三百十号)第六条第一項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第六条第一項並びに同条第四項及び第五項(同条第六項及び第十二条第二項において準用する場合を含む。)、第十二条第一項並びに前二条中「労働大臣」とあるのは「運輸大臣」と、第六条第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)中「政令で定める審議会」とあるのは「船員中央労働委員会」と、第九条、第十条、第十四条及び前条第二項中「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、第十一条第三項中「労働基準法(昭和二十二

法律第四十九号)第六十五条第一項若しくは第二項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法(昭和二十二年法律第百号)第八十七条第一項若しくは第二項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第十四条、第十五条及び前条第二項中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長(海運監理部長を含む。)」と、第十五条中「機会均等調停委員会に調停を行わせる」とあるのは「船員地方労働委員会に調停を委任する」とする。

(第二項以下 略)

年法律第四十九号)第六十五条第一項若しくは第二項の規定による休業をしたこと」とあるのは「船員法(昭和二十二年法律第百号)第八十七条第一項若しくは第二項の規定によつて作業に従事しなかつたこと」と、第十四条、第十五条及び前条第二項中「都道府県婦人少年室長」とあるのは「地方運輸局長(海運監理部長を含む。)」と、第十五条中「機会均等調停委員会に調停を行わせる」とあるのは「船員地方労働委員会に調停を委任する」とする。

(第二項以下 略)

(三) 附則関係

改正案

附則

(従前の行為に係る経過措置)

第十条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）

前にした都道府県労働基準局長、都道府県婦人少年室長、都道府県知事その他労働省令で定める国又は都道府県の機関又は職員のこの法律による改正前のそれぞ
れ
の法律若しくはこれらの法律に基づく命令の規定による許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下この項において「処分等」という。）は、政令（労働省令で定める国又は都道府県の機関又は職員がした処分等にあつては、労働省令）で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれらの法律に基づく命令の規定により又はこれらの規定に基づく所掌事務の区分に応じ、相当の機関又は

現行

附則

(従前の行為に係る経過措置)

第十条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）

前にした都道府県労働基準局長、都道府県知事その他労働省令で定める国又は都道府県の機関又は職員のこの法律による改正前のそれぞ
れ
の法律若しくはこれらの法律に基づく命令の規定による許可、認可その他の処分又は契約その他の行為（以下この項において「処分等」という。）は、政令（労働省令で定める国又は都道府県の機関又は職員がした処分等にあつては、労働省令）で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれらの法律に基づく命令の規定により又はこれらの規定に基づく所掌事務の区分に応じ、相当の機関又は職員のした処分等とみな

職員のした処分等とみなす。

2

施行日前に都道府県労働基準局長、都道府県婦人少年室長、都道府県知事その他労働省令で定める国又は都道府県の機関又は職員に対してした申請、不服申立てその他の行為（以下この項において「申請等」という。）は、政令（労働省令で定める国又は都道府県の機関又は職員に対してした申請等にあつては、労働省令）で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれらの法律に基づく命令の規定により又はこれらの規定に基づく所掌事務の区分に応じ、相当の機関又は職員に対してした申請等とみなす。

（地方職業安定審議会等に関する経過措置）

第十四条 この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による地方職業安定審議会、地区職業安定審議会、地方労働基準審議会、地方最低賃金審議会、地方家内労働審議会及び機会均等調停委員会並びにその会長、委員その他の職員は、相当の都道府県労働局の相当の

す。

2

施行日前に都道府県労働基準局長、都道府県知事その他労働省令で定める国又は都道府県の機関又は職員に対してした申請、不服申立てその他の行為（以下この項において「申請等」という。）は、政令（労働省令で定める国又は都道府県の機関又は職員に対してした申請等にあつては、労働省令）で定めるところにより、この法律による改正後のそれぞれの法律若しくはこれらの法律に基づく命令の規定により又はこれらの規定に基づく所掌事務の区分に応じ、相当の機関又は職員に対してした申請等とみなす。

（地方職業安定審議会等に関する経過措置）

第十四条 この法律による改正前のそれぞれの法律の規定による地方職業安定審議会、地区職業安定審議会、地方労働基準審議会、地方最低賃金審議会及び地方家内労働審議会並びにその会長、委員その他の職員は、相当の都道府県労働局の相当の機関及び職員となり、

機関及び職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

同一性をもつて存続するものとする。

十二労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）

改正案

（労働省の所掌事務）

第四条 労働省の所掌事務は、次のとおりとする。

（第一号から第三十号まで 略）

三十の二 勤労青少年福祉対策基本方針を定めるほか、

勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）の施行に關することその他勤労青少年の福祉に關すること。

三十一 女子労働者福祉対策基本方針を定めることそ

の他雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に關する法律（昭和四十七年法律第百十三号）の施行に關すること。

三十二 削除

現行

（労働省の所掌事務）

第四条 労働省の所掌事務は、次のとおりとする。

（第一号から第三十号まで 略）

三十一 勤労婦人福祉対策基本方針を定めることそ

他勤労婦人福祉法（昭和四十七年法律第百十三号）の施行に關すること。

三十二 勤労青少年福祉対策基本方針を定めることそ

の他勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）の施行に關すること。

(第三十三号 略)

三十四 第三十一号及び前号に掲げるもののほか、婦人労働者に特殊な労働問題に関すること。

(第三十五号以下 略)

(労働省の権限)

第五条 労働省は、前条に規定する所掌事務を遂行するために、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限の行使は、法律（これに基づく命令を含む。）に従つてなされなければならない。

(第一号から第四十号まで 略)

四十一 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律に基づいて、女子労働者福祉対策基本方針、事業主が講ずるよう努めるべき措置についての指針並びに働く婦人の家の設置及び運営についての望ましい基準を定めること。

(第四十二号以下 略)

(都道府県婦人少年室)

(第三十三号 略)

三十四 前三号に掲げるもののほか、婦人及び年少労働者に特殊な労働問題に関すること。

(第三十五号以下 略)

(労働省の権限)

第五条 労働省は、前条に規定する所掌事務を遂行するために、次に掲げる権限を有する。ただし、その権限の行使は、法律（これに基づく命令を含む。）に従つてなされなければならない。

(第一号から第四十号まで 略)

四十一 勤労婦人福祉法に基づいて、勤労婦人福祉対策基本方針並びに働く婦人の家の設置及び運営についての望ましい基準を定めること。

(第四十二号以下 略)

(都道府県婦人少年室)

第九条 都道府県婦人少年室は、労働省の所掌事務のうち第四条第二十九号、第三十号の二、第三十一号、第三十三号、第三十五号及び第三十六号に掲げる事務、婦人及び年少労働者の保護及びこれらの者に特殊な労働条件の向上に関する事務その他婦人労働者に特殊な労働問題に関する事務の一部を分掌する。

(第二項及び第三項 略)

(公共職業安定所)

第十条 公共職業安定所の名称、位置及び管轄区域は職業安定法（これに基づく命令を含む。）の、その所掌事務及び権限は雇用対策法、職業安定法、雇用保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律、緊急失業対策法、駐留軍関係離職者等臨時措置法、炭鉱離職者臨時措置法、身体障害者雇用促進法、港湾労働法、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法、沖縄振興開発特別措置法、建設労働者の雇用の改善等に関する法律、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期

第九条 都道府県婦人少年室は、労働省の所掌事務のうち第四条第二十九号、第三十一号から第三十三号まで、第三十五号及び第三十六号に掲げる事務、婦人及び年少労働者の保護及びこれらの者に特殊な労働条件の向上に関する事務その他婦人及び年少労働者に特殊な労働問題に関する事務の一部を分掌する。

(第二項及び第三項 略)

(公共職業安定所)

第十条 公共職業安定所の名称、位置及び管轄区域は職業安定法（これに基づく命令を含む。）の、その所掌事務及び権限は雇用対策法、職業安定法、雇用保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律、緊急失業対策法、駐留軍関係離職者等臨時措置法、炭鉱離職者臨時措置法、身体障害者雇用促進法、港湾労働法、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法、沖縄振興開発特別措置法、建設労働者の雇用の改善等に関する法律、国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期

航路事業等に関する特別措置法及び特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（これらの法律に基づく命令を含む。）並びに雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律及び勤労青少年福祉法の定めるところによる。

（第二項以下 略）

航路事業等に関する特別措置法及び特定不況業種・特定不況地域関係労働者の雇用の安定に関する特別措置法（これらの法律に基づく命令を含む。）並びに勤労婦人福祉法及び勤労青少年福祉法の定めるところによる。

（第二項以下 略）

十三 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）

改正案

（運輸省の権限）

第四条 運輸省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

（第一号から第二十四号の二まで 略）

二十四の二の二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）に基づいて、船員に関して女子労働者福祉対策基本方針及び事業主が講ずるよう努めるべき措置についての指針を定めること。

（第二十四号の三以下 略）

（第二項 略）

現行

（運輸省の権限）

第四条 運輸省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。但し、その権限の行使は、法律（これに基く命令を含む。）に従つてなされなければならない。

（第一号から第二十四号の二まで 略）

二十四の二の二 船員に係る勤労婦人福祉対策基本方針を定めること。

（第二十四号の三以下 略）

（第二項 略）

(船員労働委員会)

第五十七条 船員労働委員会の組織、所掌事務及び権限は、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、船員法、船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百三十号）、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）、船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）、勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）、勤労者財産形成促進法及び雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。

(第二項 略)

(船員労働委員会)

第五十七条 船員労働委員会の組織、所掌事務及び権限は、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）、船員法、船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百三十号）、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）、最低賃金法（昭和三十四年法律第三十七号）、船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）、勤労青少年福祉法（昭和四十五年法律第九十八号）、勤労者財産形成促進法及び勤労婦人福祉法（昭和四十七年法律第百十三号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによる。

(第二項 略)

